



応急仮設住宅建設候補地データベース
利用マニュアル



令和2年8月

神奈川県地域住宅協議会

目 次

1	データベースの目的	1
2	データベースの構成	1
(1)	データベースの構成	1
(2)	データベースの利用に必要なもの	1
3	建設候補地の事前調査	2
4	一覧表	3
(1)	登録内容	3
(2)	建設候補地登録データの追加・修正・削除	5
5	位置図	6
(1)	「スーパーマッフルデジタル18」について	6
(2)	カスタム情報の閲覧	7
(3)	複数のカスタム情報を重ねて閲覧する場合	7
(4)	データベースのデータ更新方法	9
(5)	ライフライン情報の入力	13
6	台帳	19
(1)	台帳の作成方法	19
(2)	現況写真	20
7	配置計画	21
(1)	配置計画の策定方針	21
(2)	配置計画図の作成方法	24
ア	スーパーマッフルデジタル18で作成する方法	24
イ	紙で作成する方法	30
8	早期着工可能地の選定	31
9	県への報告	34
10	注意事項	34
(1)	個人情報等重要情報について	34
(2)	スーパーマッフルデジタル18の著作権について	34
(3)	停電時の対応について	34
	資料	
(参考1)	同意書様式	35
(参考2)	地権者等説明資料	36
(参考3)	個別台帳・配置図完成イメージ	37
(参考4)	モデル配置計画（静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領より抜粋）	38
(参考5)	早期着工可能地を選定するためのチェックリストの作成について	48

(重要)

応急仮設住宅建設候補地データベースに登録されている個人情報の取扱いについては次の法令に基づき適正に取扱うものとします。

- 1 個人情報の保護に関する法律
(平成15年5月30日法律第57号)
- 2 神奈川県個人情報保護条例
(平成2年3月30日条例第6号)
- 3 各市町村における個人情報保護条例

1 データベースの目的

平時から、現地調査及びライフライン調査を実施の上、応急仮設住宅建設候補地をデータベース化するとともに応急仮設住宅配置計画を作成することにより、災害発生後の業務の軽減、応急仮設住宅の速やかな供給を図り、迅速な被災者の救助を行うことを目的とする。

2 データベースの構成

(1) データベースの構成

① 一覧表 (Excel)

応急仮設住宅建設候補地の一覧表

② 位置図 (スーパーマップルデジタル18)

応急仮設住宅建設候補地の位置図

③ 台帳 (Excel)

応急仮設住宅建設候補地ごとの詳細情報 (参考3完成イメージ参照)

④ 配置計画 (スーパーマップルデジタル18若しくはPDF)

応急仮設住宅建設候補地ごとの配置計画

スーパーマップルデジタル18で作成する方法、A3版用紙で作成しPDFで保管する方法のいずれかを市町村にて選択。

⑤ (参考)神奈川県全体版

県内全体の一覧表及び位置図(土地所有者の個人情報・ライフライン情報等重要情報を除く。)

⑥ 早期着工可能地を選定するためのチェックリスト

発災直後において建設用地を抽出するための「早期着工可能地」を選定するためのチェックリスト (参考5資料参照)

(2) データベースの利用に必要なもの

① Windows 10、Windows 8.1・8、Windows 7が、インストールされたパソコン

Internet Explorer 11 以上 (32bit版) 必須

② スーパーマップルデジタル18 (県から必要数を貸与)

③ Microsoft Excel

④ Adobe Reader

⑤ 応急仮設住宅建設候補地データベース(CD-R) (H22配布済み) (必要な場合、県にデータ送付を依頼)

3 建設候補地の事前調査

◆ 各市町村が応急仮設住宅建設候補地をリストアップする際は、次の条件を総合的に勘案して決定すること。

- (1) まとまった敷地であること。（原則として、敷地の空地部分が国公有地2,000㎡以上、民有地4,000㎡以上とするが、地域の状況等から、これによらないことができる。）
- (2) 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。
- (3) 水道、電気等のライフラインの整備が容易なこと。
- (4) 応急仮設住宅の建設資機材の搬入等が容易なこと。
- (5) 日常生活に支障を来さない場所であること。

◆ 選定に当たってのポイント・留意点

- (1) 敷地面積の取扱い
各市町村の被害想定に対して必要な候補地を確保することが困難な場合は、敷地面積条件を緩和して可能な限り多くの候補地確保に努めるものとする。
- (2) 学校グラウンドの取扱い
学校機能が回復した後も応急仮設住宅の敷地利用は想定されるので、グラウンドを全面利用とせず、教育活動の実施に配慮するものとする。
- (3) 民有地の取扱い
災害救助法の適用に当たっては、通常、土地の借料は国庫補助の対象外である。（東日本大震災のみ特例措置で補助対象とされた。）
このため、民有地をリストアップする場合は、この点に留意するとともに、円滑な借上げに向けて土地所有者との契約方法等について考えておく必要がある。
- (4) 津波浸水被害への配慮
東日本大震災の教訓を活かし、津波浸水被害の恐れが無い敷地の確保に努めるものとする。
- (5) 空地需要の調整
現存の空地には、災害発生直後から防災関係機関の活動拠点や物資集積拠点、応急仮設住宅建設予定地、災害廃棄物の集積地など多くの需要が発生する。
そのため、市町村において建設候補地の選定を行うにあたっては、限られた空地を合理的に活用し、応急活動及び復興対策が円滑に実施されるよう関係部署との調整に努めること。
- (6) 建設候補地の変更
土地利用の変更に伴い、応急仮設住宅建設候補地に変更が生じた場合は、速やかにデータベースを修正し、最新のものとなるよう努めること。
- (7) 早期着工可能地の事前選定
建設候補地の中から、早期着工可能地を選定し、測量図やライフライン等の資料を確認しておくこととする。なお、発災直後における建設用地の抽出は、建設候補地データベースの早期着工可能地の中から行うこととする。早期着工可能地の選定については、神奈川県地域

住宅協議会災害時住宅対策検討部会において作成した「早期着工可能地を選定するためのチェックリスト」の判定結果を勘案して、市町村において総合的に判断すること。

4 一覧表

(1) 登録内容

(関係機関共有情報)

- ① 管理番号：市町村別の応急仮設住宅建設候補地の管理番号。市町村で発番。
- ② 施設名：施設名を記載。（施設名がない場合は、「〇〇地区空地」などと任意に定めて記載。）
- ③ 住所等：応急仮設住宅建設候補地の住所（区画整理事業などで住所が割り振られていない場合は、代表地番を記入）
- ④ 土地利用区分：次表の区分による。

現況土地利用区分		コード
畑	(農振農用地外)	2
	(農振農用地内)	8
工業用地		40
公共用地		60
文教・厚生用地		70
オープンスペース		81
空地	(未利用地)	91
	(改変工事中)	92
	(屋外利用地)	93
耕作放棄地	(農振農用地外)	130
	(農振農用地内)	131

- ⑤ 面積：応急仮設住宅建設候補地の面積を記載。（概数でも構わない）斜面部分や樹木、工作物等の面積を含む。
- ⑥ 可否：土地の使用許可を得られている又はすぐに許可が得られる見込みの土地には「1」を、使用にあたっての調整が必要な土地には「2」を記載する。
- ⑦ 有効面積：⑤のうち、応急仮設住宅を建設できる範囲の面積。（概数でも構わない）
- ⑧ 海拔：応急仮設住宅建設候補地の標高を記載。
- ⑨ 利用状態：報告時点の利用状態について該当する箇所に「1」（複数記載可）を、該当しない箇所に「0」を記載。
- ⑩ 所有者：所有者の該当種別に「1」を記載（所有者が複数の場合は、複数の箇所に「1」を記載）
- ⑪ 施設区分：教育施設及び教育施設以外の施設に区分。該当する箇所に「1」を記入。
- ⑫ インフラ整備：現時点のライフラインの整備状況を記載する。

インフラ整備					
電気(有無)	水道(φmm)	下水(有無)	ガス(都市PG)	電話(有無)	接道(幅員)
有る場合は、「有」 無い場合は、「無」	水道管の直径 (mm) 代替可能「代」	有る場合は、「有」 無い場合は、「無」 代替可能「代」	都市ガス の場合は、「都」 プロパンガスの場合は、「P」	有る場合は、「有」 無い場合は、「無」	幅員 (m)

- ・電気（有・無） 敷地内、付近に電力柱等がある場合は「有」、市街地から離れており、設置に多額の費用がかかる場合は「無」と記載。
- ・水道（φmm） 敷地内又は付近の管径をmmで記載。付近に水道がなく設置に多額の費用がかかる場合は「無」と記載。ただし、井戸などで代替設備がある場合は「代」と記載。
- ・下水（有・無） 敷地内、付近に下水道がある場合は「有」、下水道が無い場合は「無」と記載。ただし、浄化槽の設置等で代替可能な場合は「代」と記載。
- ・電話（有・無） 敷地内、付近に電信柱等がある場合は「有」、付近に電信柱等がなく、設置に多額の費用がかかると見込まれる場合は「無」と記載。
- ・ガス（都市・PG） 都市ガスを使用予定の場合は「都市」、プロパンガスを使用予定の場合は「PG」と記載。
- ・接道（幅員m） 付近の主要道路から敷地内への車両進入可能道路の幅員を記載する。（複数ある場合は、最も利用する可能性が高い道路を記載する。）

⑬ 変更年月日：データ更新日を記載。

⑭ 地権者情報：地権者の連絡先、合意条件等を記載。

※平時に市町村が県へ報告する際は、住所のみ記載とし、その他に関する内容は空白とすること。

⑮ 備考：制約条件のある土地について、その内容を記載。

⑯ 管理者、建設可能戸数（集会所等は含まない。）、駐車場台数、災害時用途、最寄り交通機関、電気、プロパンガス、上水道、下水道、電話、用途地域、防火指定、調査年月日、調査者

：現地調査や配置計画図作成時に入力すること。なお、この一覧表データについては、台帳入力時に活用します。

⑰ 早期着工可能地：該当の場合は「○」と記載。

(補足)

個人情報に係る属性情報（地権者情報）の収集及び登録について

○神奈川県における取扱い

- ・ 県における個人情報の取扱いについては、各市町村の個人情報保護条例に基づき、適切な事務手続きを行います。
- ・ 応急仮設住宅建設候補地データベース業務については、神奈川県個人情報保護条例第7条に基づく個人情報取扱事務の登録（登録番号 0720-011）をしています。

○各市町村における取扱い

- ・ 市町村における個人情報の取扱いについては、各市町村の個人情報保護条例に基づき、適切な事務手続きを行ってください。

(2) 建設候補地登録データの追加・修正・削除

- ・ 追加した建設候補地データは、文字を青にして保存してください。
- ・ 修正した建設候補地データは、修正した部分の文字を赤に変え、アンダーラインを引いて修正してください。

	色	例
追加	青	追加しました。
修正	赤	<u>修正しました。</u>

変更したファイルは、ファイル名を「建設候補地一覧表（〇〇市）＋西暦の下二桁＋変更した日付原則（0331）.xls」とファイル名を付けて保存してください。

※ 管理番号は、「地図」データ「台帳」データでも使用しますので、管理番号の変更は原則不可。

5 位置図

(1) 「スーパーマップルデジタル18」について

① インストール

地図を利用する前にパソコンに「スーパーマップルデジタル18」（以下マップル）をインストールする必要があります。インストール方法は、ソフトに同梱の「インストールマニュアル」を参照してください。

② マップルについて

マップルは地図の閲覧のほか、地図上に線や図形、グラフ等（テキスト {ラベルあり/なし/写真}、ルート、直線、四角形、円・楕円、折れ線（下図参照）・多角形・GPSログ、円・棒グラフ、分布図）の情報を重ねて表示することが可能です。

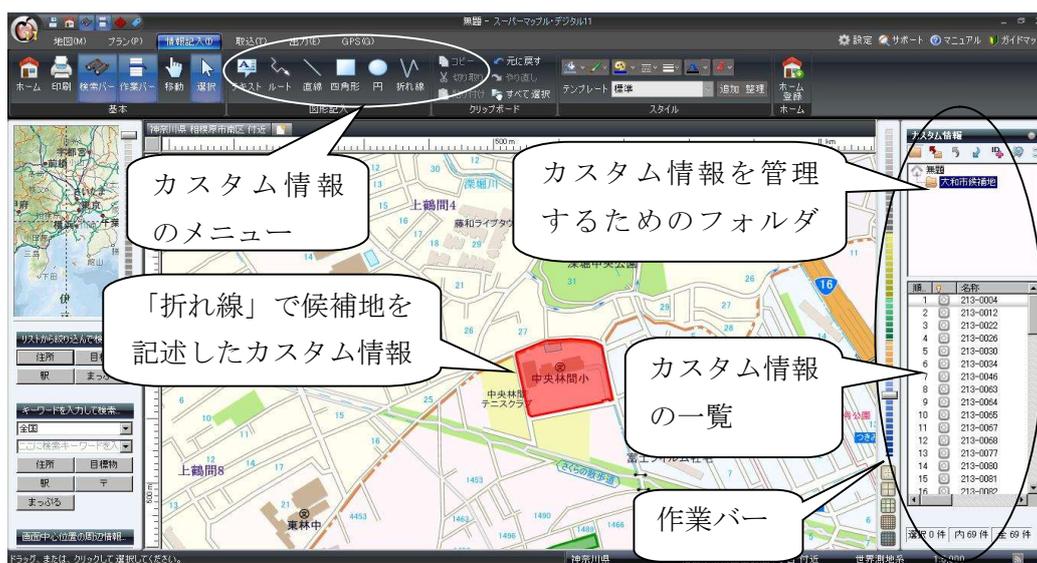
これらを総称してカスタム情報といいます。

地図上に表示されたカスタム情報は作業バーに一覧が表示されます。

また、カスタム情報は、カスタム情報ファイルとして保存することができます（拡張子*.rcm）。

保存したカスタム情報ファイルは、ダブルクリックすることにより、再度マップルに読み込むことができます。

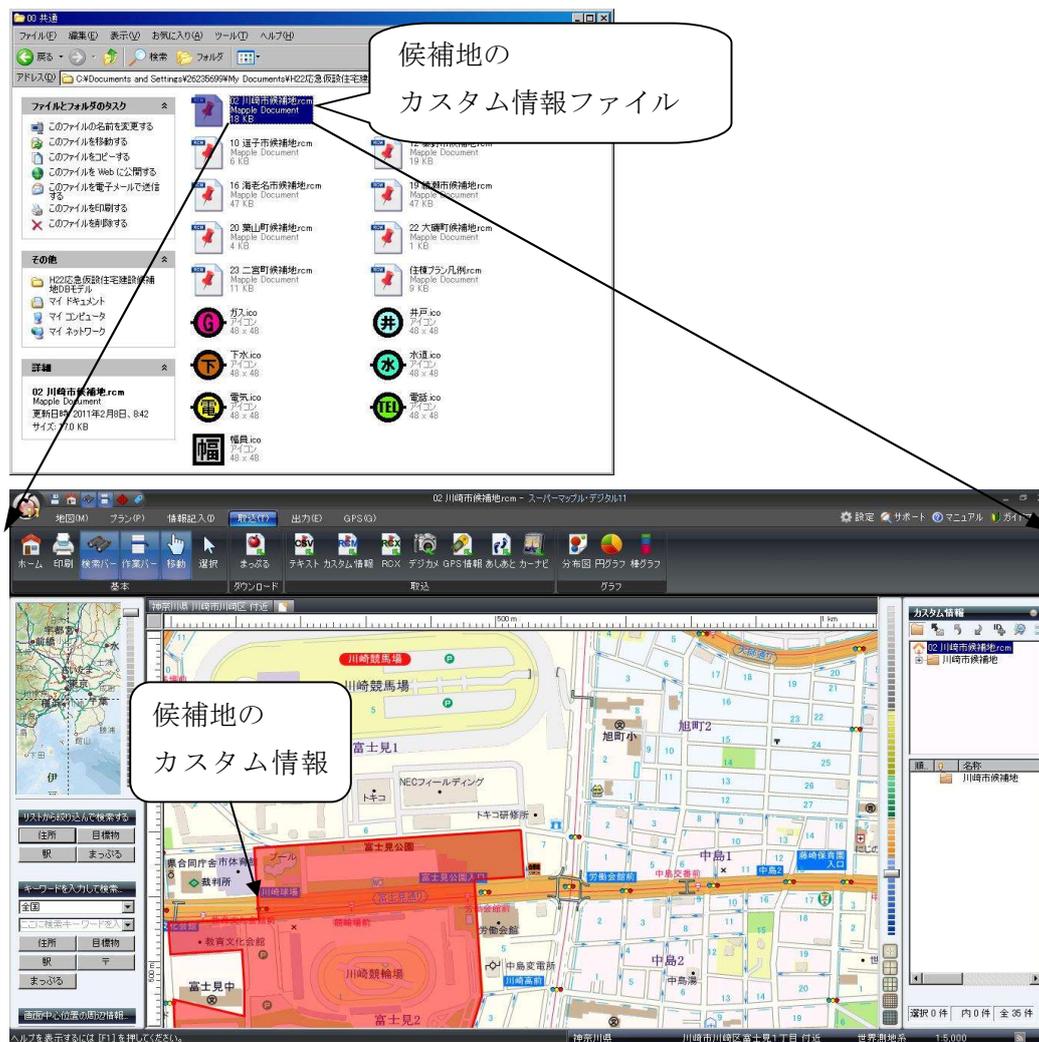
※ 災害廃棄物の一時保管場所等を入力し、自治体内で空地利用の事前調整、災害用井戸を入力し水道がない場所への仮設住宅建設の検討に利用することも可能。



『地図使用承認◎昭文社第 53G049号』

(2) カスタム情報の閲覧

候補地のカスタム情報を閲覧する場合は、CD-R「応急仮設住宅建設候補地DB」の「01 地図」フォルダーから市町村候補地.rcm（川崎市の場合は、「02 川崎市候補地.rcm」）をダブルクリックすると表示されます。（CDがない場合は県からメールで送付します。）



『地図使用承認◎昭文社第 53G049号』

(3) 複数のカスタム情報を重ねて閲覧する場合

たとえば、地図上に候補地のカスタム情報のほかにライフラインのカスタム情報を1つの画面で確認したい場合について説明します。

デスクトップ上の （ショートカットアイコン）をダブルクリックします。次に、マップルの「リボン」の「取込」タブを選択し、「取込」グループの「カスタム情報」ボタンを押し、「インポートとエクスポートウィザード」ダイアログが開き、「次へ」ボタンを押し、「ファイルを開く」ダイアログが開くので、閲覧したいカスタム情報ファイルを、「地図」フォルダーから選択します。



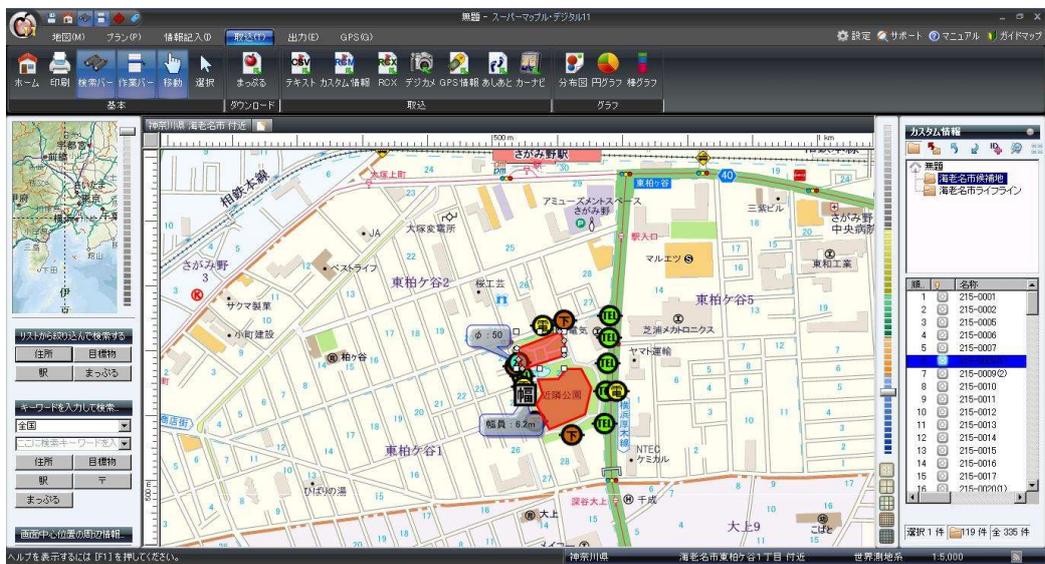
『地図使用承認◎昭文社第 53G049号』

次に、「カスタム情報の取り込み」ダイアログが表示されるので、「取り込み」ボタンを押すと、「作業バー」に取り込まれたカスタム情報が表示されます。



『地図使用承認◎昭文社第 53G049号』

更にカスタム情報を読み込む場合は、「取得」操作を繰り返すこととなります。



『地図使用承認◎昭文社第 53G049号』

上の画面は、新規（無題）のカスタム情報ファイルに、複数の既存のカスタム情報（この画面では、候補地とライフラインのカスタム情報）を読み込んだ状態です。

「マッフルボタン」の「終了」を選択すると、「地図上に作成・登録したカスタム情報をファイルに保存しますか？」とのダイアログが表示されます。このカスタム情報を保存したい場合は、「はい」ボタンを押します。「名前を付けて保存」ダイアログが表示されるので、ファイル名を指定して保存することができます。

(4) データベースのデータ更新方法

データを更新する場合は、CD-R「H22応急仮設住宅建設候補地DB」の「02 地図」フォルダーを、作業を行うパソコンの任意のフォルダーにコピーします。

※ マップルの操作方法は、「クイックアクセスバー」の「マニュアル ボタン」を押し、「スーパーマップルデジタル オンラインマニュアル」を参照してください。



① 候補地の入力

候補地のカスタム情報ファイルを開く

今回入力する候補地のカスタム情報ファイルを、「02 地図」フォルダーから選択して開きます。

② 入力する候補地の位置を検索する。

「検索バー」を使って、候補地の住所から地図上の入力位置を検索します。

③ 入力しやすい縮尺にする

候補地のカスタム情報を入力し易い縮尺に変更します。地図を縮小表示して入力すると、拡大表示した際に図形がずれて表示される。そのため、入力する際は極力最大の1/1,000表示で行ってください。

④ 折れ線で候補地の形状を記入する

「リボン」の「情報記入」タブを選択し、その「図形記入」グループの「折れ線」ボタンを選択して、候補地の地形（通過点）をマウスでポイントしていきます。ポイントが終了すると、カスタム情報は「作業バー」の「カスタム情報リスト」に名称未設定で追加されます。

キーボードの[Back Space] キーを押すと、描画された折れ線の一つ前の構成点に戻ることができます。

（注意：構成点は追加や削除が出来ません。）

⑤ 候補地のカスタム情報のプロパティの「名称」を設定する

入力した候補地のカスタム情報の名称を設定します。カスタム情報のプロパティの「基本情報」タブの「名称」は、以下のように半角で入力します。

「市町村コード」－「管理番号（数字4桁）」

<例>123市の管理番号1の名称→ 123-0001

飛び地でカスタム情報が複数になる場合の「名称」は、以下のように半角で入力します。

市町村コード-管理番号(1)、市町村番号-管理番号(2)、・・・・

<例> 123市の管理番号1の候補地が2箇所の飛び地 123-0001(1)、123-0001(2)

⑥ 候補地のカスタム情報のプロパティの色を設定する

土地の所有団体の違いは、色で区別しています。カスタム情報のプロパティの「色と線」タブについて、以下の表に従って設定します。

所有団体	塗りつぶし	線
市町村有地	■赤	■赤
県有地	■薄いオレンジ	■薄いオレンジ
国有地	■黄	■黄
都市機構・公社等所有地	■紫	■紫
民有地	■薄い青	■薄い青
その他	■緑	■緑

⑦ 候補地のカスタム情報を並べ変える

カスタム情報を全て入力した後、管理番号順に並べ替えます。

マップルは、カスタム情報の「名称」でソートする機能がありません。そのため、連番を付けて並べ替えることとなります。

タイトル表示項目の設定で「順番」をチェックする前に、入力したデータ名称順に位置を移動させる必要があります。

詳しくは、画面右上の「マニュアル ボタン」を押して「操作方法」→「5. カスタム情報を扱う」→「3. 検索と整理」→「カスタム情報の整理」を参照してください。



(参考) まとめてカスタム情報の名前を並べ替える方法

まとめてソートする方法として、カスタム情報交換ファイル (*.rcx) を利用する方法があります。

全てを入力した後、ソートするファイルのバックアップを取った後、以下の手順で行います。

ア 「リボン」の「出力」タブを選択し、「出力」グループの「RCX」ボタンを押します。

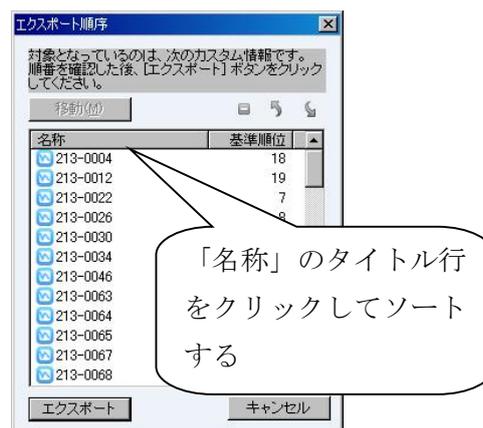
イ 「インポートとエクスポートウィザード」ダイアログは表示されるので、「次へ」ボタンを押します。

ウ 「必要ならファイルにパスワードを設定することができます。設定しますか？」ダイアログが表示されるので、「いいえ」ボタンを押します。

エ 「エクスポート順序」ダイアログが表示されるので、「名称」のタイトル行をクリックして昇順にソートします。

オ 「エクスポート」ボタンを押すと、「名前を付けて保存」ダイアログが表示されるので、適当な名前を付けて保存します。「データが出力されました」が表示されます。

カ 「マップル」メニューの「新規作成」を選択するか、無題のアップルを立ち



- 上げて、「リボン」の「取込」タブを選択し、「取込」グループの「RCX」ボタンを押します。「インポートとエクスポートウィザード」ダイアログが表示されるので、「次へ」ボタンを押します。
- キ 「ファイルを開く」ダイアログが表示されるので、先に保存したRCXファイルを指定します。
- ク 「カスタム情報の取り込み」ダイアログが表示されるので、「取り込み」ボタンを押します。
- ケ ソートされたカスタム情報が取り込まれるので、必ず連番を付与します（前ページの図参照）。
- コ 「マップル」ボタンの「名前を付けて保存」を選択し、ソートが必要であったカスタム情報ファイル (*.rcm) へ上書き保存します。

(5) ライフライン情報の入力

(配置計画をP. 30「イ 紙で作成する方法」を選択した場合は、以下のスーパーマップルデジタル18にライフライン情報を入力する以下の作業は不要です。)

- ① 建設候補地一覧表を開く
CD-R「H22応急仮設住宅建設候補地DB」の「市町村データ」フォルダーにある「建設候補地一覧表(市町村名).XLS」を開いて、ライフラインを入力しながら、「インフラ整備」欄へ入力出来るように準備します。
- ② ライフラインのカスタム情報ファイルを開く
今回入力するライフラインのカスタム情報ファイルを、「市町村」フォルダーから選択して開きます。
- ③ 候補地のカスタム情報を取り込む
入力するライフラインの候補地を参照するために、候補地のカスタム情報を「共通」フォルダーから取り込みます。
- ④ 入力する候補地へ移動する
カスタム情報一覧から、ライフラインを入力する候補地のカスタム情報を選択して、入力位置へ移動します。
- ⑤ ライフラインを入力する
各ライフラインの台帳や図面を参照し、候補地の周辺にライフラインのカスタム情報を入力し、「建設候補地一覧表(市町村名).XLS」の「インフラ整備」欄に必要な事項を入力します。
カスタム情報の入力は、「リボン」の「情報記入」タブを選択し、その「図形記入」グループの「テキスト」ボタンを選択して、地図上の入力位置をクリックすると表示されるプロパティに情報を入力します。

※ カスタム情報の入力時の設定について

カスタム情報を入力する場合は、入力ウィザードを使用するより直接プロパティを開いた方が効率よく入力する事ができます。設定方法は以下のとおりです。

1. 「クイックアクセスバー」の「設定」ボタンを選択
2. 「設定」ダイアログが表示されるので「カスタム情報(1)」タブを選択
3. 「カスタム情報テキスト作成時の動作」項目の「プロパティを開く(P)」をチェック

(補足1) 「ライフラインのアイコンと名称規則について」

ライフラインの名称規則は以下のとおりです。

「市町村コード」 - 「管理番号 (数字4桁)」 - 「ライフラインを識別する1文字」 (ライフラインを識別する1文字は、全て全角 (2バイト文字) とします。)

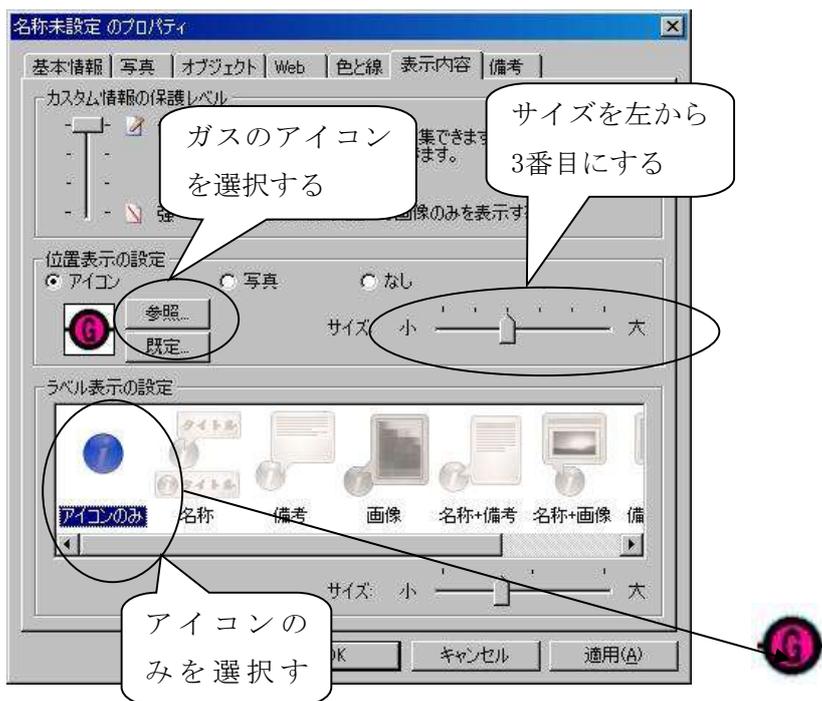
No.	ライフラインの種類	アイコン	名称例 (123市の管理番号1)
1	ガス		123-0001-G (Gは2バイト文字)
2	電話		123-0001-TEL (TELは2バイト文字)
3	下水		123-0001-下
4	水道		123-0001-水
5	電気		123-0001-電
6	幅員		123-0001-幅
7	井戸		123-0001-井

※ 各々のライフラインが複数になる場合は、名称の後に半角数字で1、2、3・・・を付けます。<例> 123-0001-幅1、123-0001-幅2、・・・

(補足2) 「ガス、電話、下水、電気、井戸のカスタム情報のプロパティの設定について」
 市町村コード123、管理番号1のガスのライフラインを例にとると、プロパティの「基本情報」タブを選択し、「名称」に123-0001-Gを入力し、自動的に入る住所は削除します。

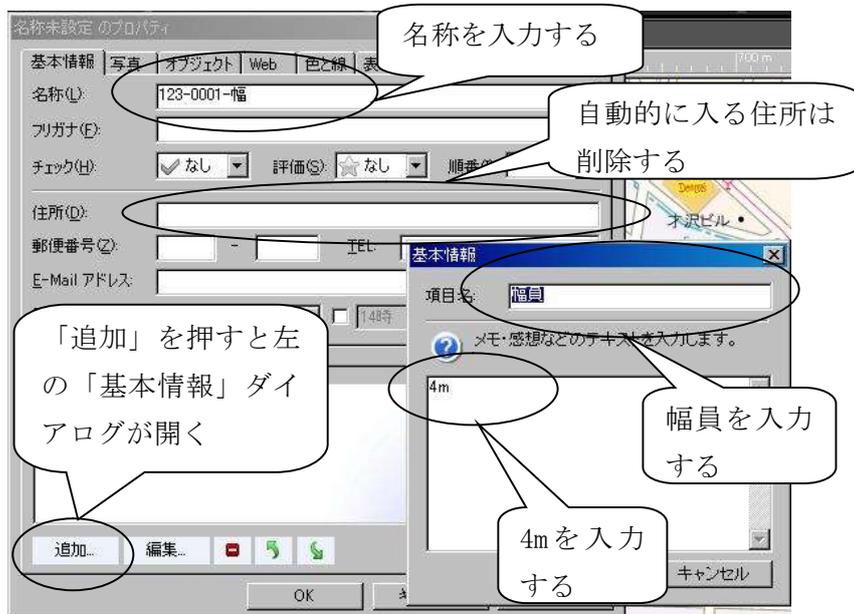


次に「表示内容」タブを選択し、「位置表示の設定」の「アイコン」に「参照」ボタンを押して「02 地図」 「アイコン」フォルダーにある「ガス」のアイコンを選択し、サイズは左の小から3番目のサイズとします。「ラベル表示の設定」は「アイコンのみ」とします。



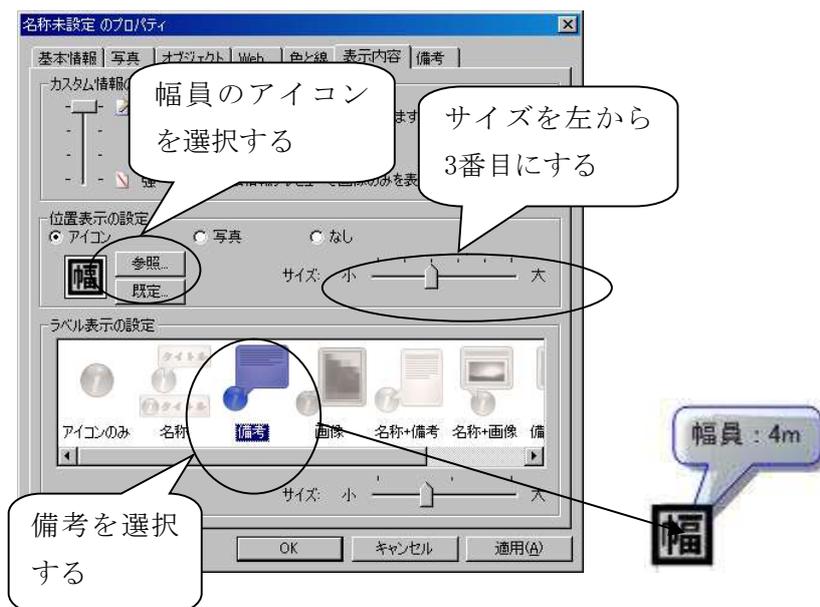
(補足3) 「幅員のカスタム情報のプロパティの設定について」

市町村コード123、管理番号1の幅員4mの幅員を例にとると、プロパティの「基本情報」タブを選択し、「名称」に123-0001-幅を入力し、自動的に入る住所は削除します。更に「追加」ボタンを押して「基本情報」ダイアログを表示し、「項目名」に幅員、「メモ欄」に4mを入力します。



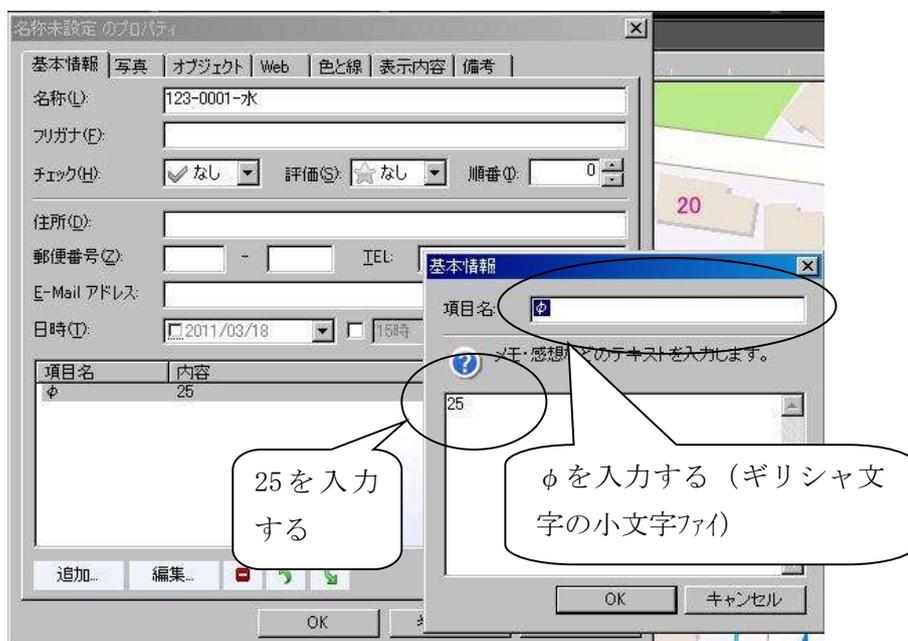
『地図使用承認・昭文社第 53G049号』

次に「表示内容」タブを選択し、「位置表示の設定」の「アイコン」に「参照」ボタンを押して「00 共通」フォルダーにある「幅員」のアイコンを選択し、サイズを左の小から3番目のサイズとします。「ラベル表示の設定」は「備考」とし、アイコンの形状を吹き出しタイプにします。

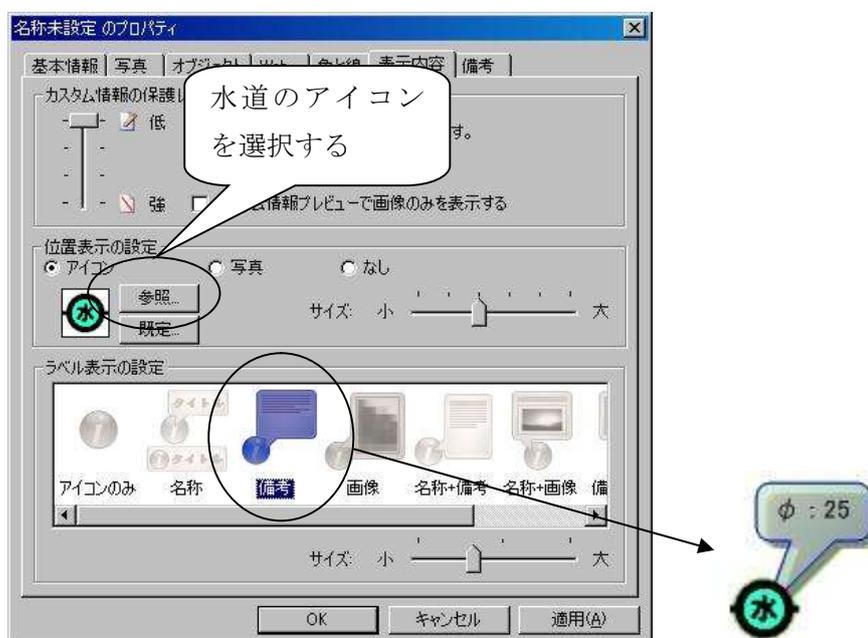


(補足4) 「水道のカスタム情報のプロパティの設定について」

市町村コード123、管理番号1の水道管径25mmの水道を例にとると、水道は、幅員のプロパティの設定と違い「基本情報」ダイアログの「項目名」にφ（ギリシヤ文字の小文字のファイ）、「メモ欄」に25を入力します。



『地図使用承認○昭文社第 53G049号』



⑥ カスタム情報を並べ変える

入力したライフラインのカスタム情報について、管理番号（候補地）ごとに入力していない場合は、不規則な順番に並んでいるため、管理番号順に並べ替える必要があります。

並べ変える方法は、「4-1. 候補地のカスタム情報の入力」の「(7) カスタム情報を並べ変える」の項を参照ください。

候補地のカスタム情報の
フォルダーを削除する



『地図使用承認©昭文社第 53G049号』

⑦ 最終保存について（注意）

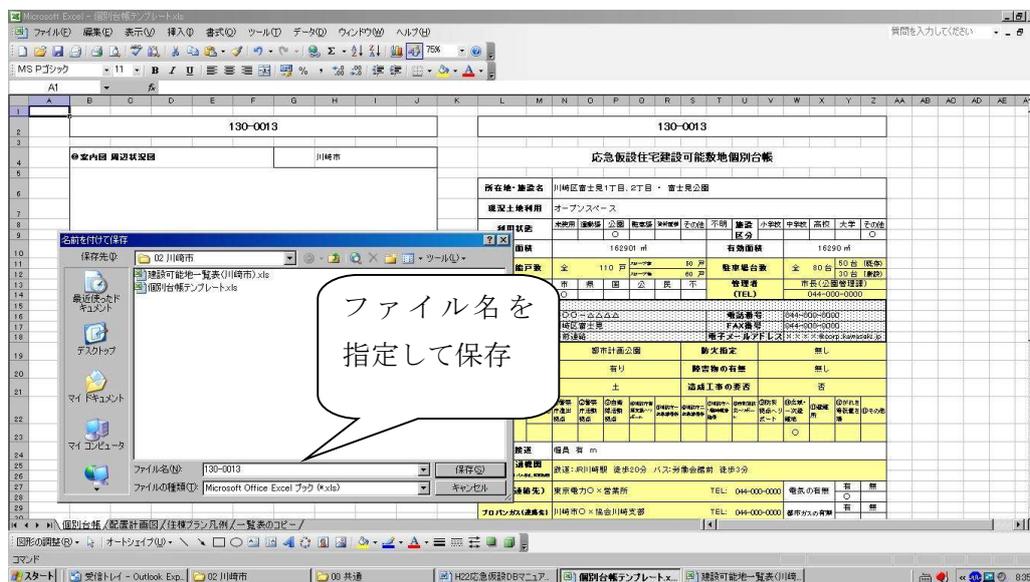
ライフラインの入力が全て終わった場合は、ライフラインだけのカスタム情報ファイルとして保存します。

ライフラインを入力しやすいように候補地のカスタム情報をとり込んでいるため、このまま保存すると候補地のカスタム情報もまとめて保存されてしまうため、候補地のカスタム情報をフォルダーごと削除してから保存します。

③ 台帳を保存

「個別台帳」シートに切り替えて、データが正しく反映されている事を確認し、ファイル名を、「市町村コード」－「管理番号（数字4桁）」にして保存します。

<例>川崎市の管理番号13のファイル名 130-0013



(2) 現況写真

敷地全体の状況がわかる写真を貼付します。方法としては、次のいずれかとなります。

- ・ 広角で全景を表示
- ・ 数枚の写真を合成し全景を表示
- ・ 数枚の写真を組み合わせ
- ・ 航空写真

7 配置計画【現在検討中の設計方針を基に、今後見直しを予定】

(1) 配置計画の策定方針

応急仮設住宅の配置図案は、原則として次の条件を踏まえて作成してください。

ア 計画住戸タイプ別の割合について

- ① 1つの団地に、6型（1DK）【単身者用】、9型（2DK）【小家族用（2～3人）】、12型（3K）【大家族用（4人以上）】の3タイプを混在する計画とする。
- ② 1つの団地における住戸タイプの割合は、9型を1/2程度として6型、12型を各1/4とする。（今後、単身世帯の増加により、6型を増加させることも検討する。）
- ③ 1つの棟は原則として最大で6戸までとする。（団地内の通気性と電気幹線の仕様を統一するため）

イ 標準プランについて

- ① 応急仮設住宅プランの標準タイプは次の通り。

Aタイプ（その1）	（9型×6戸）
Aタイプ（その2）	（6型×3戸＋12型×3戸）
Bタイプ	（9型×2戸＋6型×1戸＋12型×1戸）

- ② 基本モジュールは@1800とする。
- ③ 6型：3600×5400、9型：5400×5400、12型：7200×5400
- ④ 標準プラン以外とする場合も、できるだけ同じ間取り、規模とする。
（棟のパターンを統一する。）

* スーパーマップルデジタル18で配置計画を作成する場合は24ページを参照。

A3用紙を用いて作成する場合には38ページ以降の住棟プランテンプレートを利用して配置計画を作成することも可。（縮尺は原則1/500）

ウ 住棟配置について

住棟の配置は、可能な限り、東西配置又は南北配置とする。

① 東西配置

玄関を北向き、窓などが南方向で連棟が可能です。主開口部（居室側）を南向きとし、並列位置を基本とします。これにより、日照に関する不公平が発生しにくい配置となります。

② 南北配置

主開口部（居室側）が向かい合い、棟別に東及び西に向く中庭を形成するような形式となり、入居者間のコミュニティの形成及び維持がしやすくなりますが、その反面、

プライバシーに問題があります。水回りについては、向かい合う2棟で外部の給排水配管を1系統とする経済的な施工が可能となります。

エ 高齢者仕様

高齢者仕様の応急仮設住宅への入居対象としては、本人又は家族が、車いす利用者、要介護者、身体機能（特に歩行機能）が低下している方を想定している。

高齢者仕様は、一般的な仕様と比べて構造が複雑になり、工期が延びること及び建設費が増えることに留意が必要。

（高齢者仕様で配慮すべきところ）

スロープ：滑り止めシートをはる。

玄関：車いすに配慮して段差をなくすか、最小限にします。開口幅は、800mm以上とする。

戸：引き戸とする。

フロアレベル：極力同一平面とします。段差ができたときは、スロープなどを取り付ける。

トイレ：介護者が手助けできる広さを確保するとともに、トイレ用のガードを設置する。

手すり：直径32mmの手すり、スロープ、玄関、ユニットバスなどを設置する。

オ 道路・通路

- ・ 団地内幹線道路は、車道幅8mを標準とする。
- ・ 住戸へ至る通路は、敷地の許容があれば、荷物搬入用のため、自動車の進入ができる幅員とする。敷地にゆとりがなければ、幅員1.5m程度で、自動車の乗入れは想定しない。道から各戸までの最大距離は、消防条例に定めがなければ、50mとする。道路も通路も、舗装は、路盤150mm、アスコン40mm程度とする。

カ 駐車場

建設戸数の70%相当の駐車台数を用意する。ただし、道路管理者が路上駐車を認めるなど特段の事情や敷地条件及び立地性により、県と市町村の協議にて、50%程度以下とすることができる。駐車場の舗装は、砂利敷き程度とする。

キ 駐輪場

駐輪場が設置できれば、1戸1台程度。設置ができない場合は、自転車を各住宅の入り口付近に置くことになることから、通路幅に余裕が必要となる。

ク 広場

- ・ 多目的広場

資材の搬出入及び集会など多目的に利用することを想定し、車道に接して設置する。1戸当たり2～3㎡を標準とし、車両が乗り入れできる舗装をする。

- ・ 児童の遊び場：1戸当たり3㎡を目安に設置する。

ケ ごみ置き場

1戸当たり0.4㎡基準とし、給水栓を設置する。

コ 集会所

集会所は、おおむね50戸以上の応急仮設住宅を同一敷地（又は近接地）内に設置した場合に設置する。多目的広場、駐車場などと一体的に、1団地に1ヶ所の割合で50戸に50㎡、100戸に100㎡程度のものを設置する。集会室に加え、和室、キッチン、身障者用トイレ設け、入り口はスロープとし、高齢者等の利用にも配慮する。

なお、集会場を優先して建設し、応急仮設住宅の建設関係者のための宿舎に当てることもできる。

サ 植栽

法面及び空地に、種子吹きつけをする。広場の樹木植栽などについては、原則として、既存のものとするが、応急仮設住宅解体後の敷地の利用計画がある場合には、それによることもできる。

シ その他

- ・ 外灯（防犯灯）を設置する。
- ・ 大規模法面及び擁壁の上部に柵を設けるなど、安全対策を行う。
- ・ 棟番号及び住戸番号を事前に決めるとともに、施設にも名称等を付与する。
- ・ 団地看板、居住者名簿、掲示板、伝言板などを適宜設置する。

(2) 配置計画の作成方法

『スーパーマッフルデジタル18で作成する方法』又は、『A3版用紙で作成しPDFで保存する方法』のどちらかを選択してください。（別の方式で作成する場合は、個別に協議ください。）

ア スーパーマッフルデジタル18で作成する方法

（スーパーマッフルデジタル18の図形情報を利用して配置計画を作成する方法）

配置計画図の作成

地図ソフト（以下マッフル）を利用して、仮設住宅の住棟プラン凡例を建設予定地に配置し、配置計画図を作成する方法を説明します。

（凡例について）

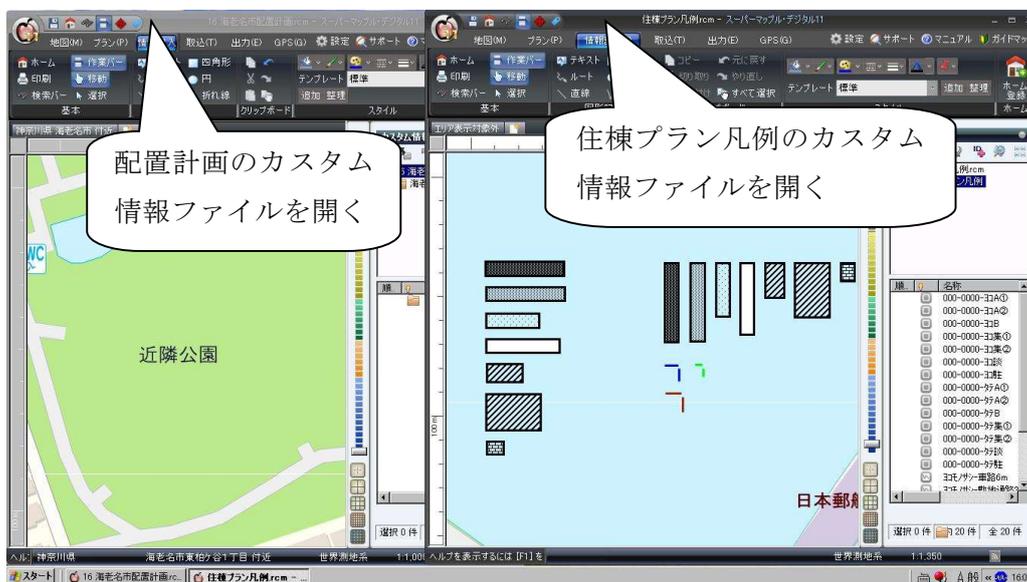
タイプ別組立ハウスや付帯施設をマッフルで作成した凡例の説明は、本マニュアルP20の「市町村」フォルダーにある「個別台帳テンプレート.XLS」の「住棟プラン凡例」シートを参照してください。

※ マッフルの操作方法は、画面右上の「マニュアル ボタン」を押すと表示される「スーパーマッフルデジタル オンラインマニュアル」を参照してください。



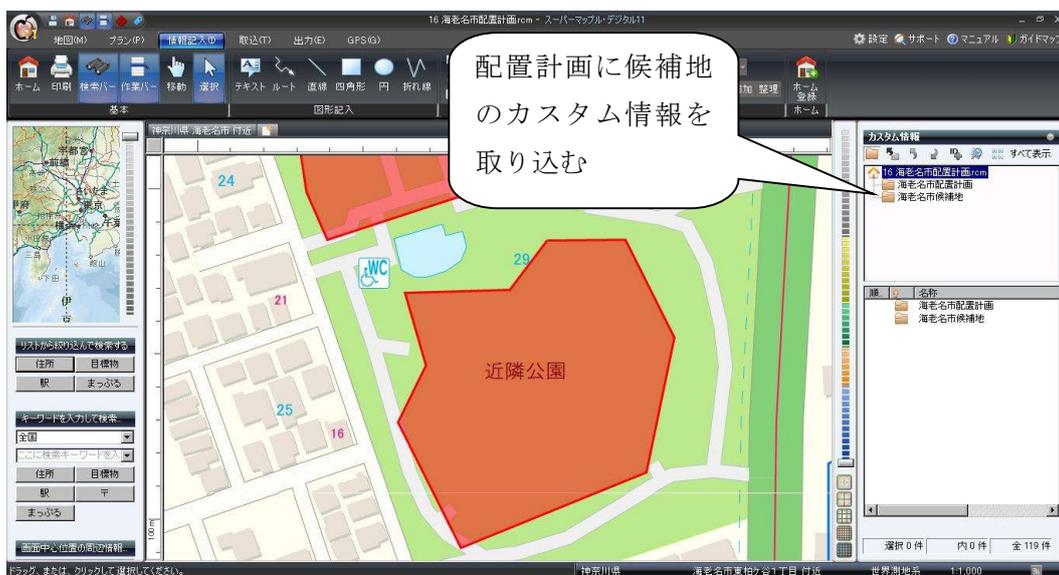
① 配置計画と住棟プラン凡例のカスタム情報ファイルを開く

配置計画のカスタム情報ファイルを「市町村」フォルダーから、住棟プラン凡例のカスタム情報ファイルを「00 共通」フォルダーから選択して、個別に開きます。



② 候補地のカスタム情報ファイルを配置計画に取り込む

応急仮設住宅の配置計画を行う候補地の形状を参照するために、配置計画に候補地のカスタム情報ファイルを「00 共通」フォルダーから取り込みます。

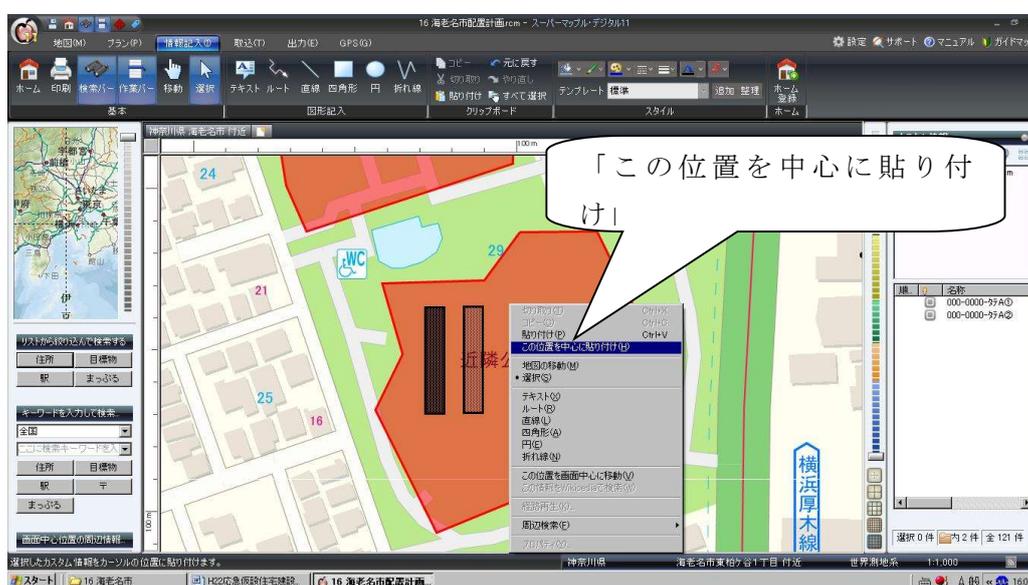


③ 配置する候補地へ移動する

作業バーで候補地のフォルダーを選択し、カスタム情報一覧から応急仮設住宅を配置する候補地のカスタム情報を選択して、配置位置へ移動します。移動後、フォルダーは、配置計画のカスタム情報を選択しておきます。

④ 凡例を候補地に配置する

住棟プラン凡例のウィンドウから任意の凡例をコピーし、配置計画のウィンドウに切り替えて、配置する位置で右ボタンをクリックして「この位置を中心に貼り付け」を選択して貼り付けます。



凡例をコピーするには、「基本」グループの「選択」ボタンを押して、直接凡例を選択して右ボタンクリックで「コピー」するか、カスタム情報一覧から凡例を選択して右ボタンクリックで「コピー」します。

タイプ別組立ハウスや付帯施設の種類と凡例のカスタム情報名称は以下の通りです。

No.	タイプ別組立ハウスや付帯施設の種類	凡例のカスタム名称	向き	識別子
1	住棟Aタイプ(その1) (9型×6戸)	000-0000-ヨコA①	水平	ヨコA①
		000-0000-タテA①	垂直	タテA①
2	住棟Aタイプ(その2) (6・12型×各3戸)	000-0000-ヨコA②	水平	ヨコA②
		000-0000-タテA②	垂直	タテA②
3	住棟Bタイプ (9型×2戸+6型・12型×各1戸)	000-0000-ヨコB	水平	ヨコB
		000-0000-タテB	垂直	タテB
4	集会場-1	000-0000-ヨコ集①	水平	ヨコ集①
		000-0000-タテ集①	垂直	タテ集①
5	集会場-2	000-0000-ヨコ集②	水平	ヨコ集②
		000-0000-タテ集②	垂直	タテ集②
6	談話室	000-0000-ヨコ談	水平	ヨコ談
		000-0000-タテ談	垂直	タテ談
7	駐車場※	000-0000-ヨコ駐	水平	ヨコ駐
		000-0000-タテ駐	垂直	タテ駐

※ 駐車場は1台分2.5mで12台分30mの長さです。必要な長さに変更して利用ください。

⑤ 凡例の配置を調整する

凡例の配置の調整は、「基本」グループの「選択」ボタンを押して、調整する凡例を選択してください。

任意の位置へドラッグする事が出来ます。凡例間の隣棟間隔、敷地通路及び車路を有効長に合わせるには、住棟プラン凡例のカスタム情報に入っている、ものさしをコピーして利用してください。



ものさしの種類は以下の通りです。

No.	ものさしの種類	ものさしの名称
1	隣棟間隔※	ヨコモサシ-隣棟間隔5m タテモサシ-隣棟間隔5m
2	敷地通路※	ヨコモサシ-敷地通路3m タテモサシ-敷地通路3m
3	車路	ヨコモサシ-車路6m タテモサシ-車路6m

※ 隣棟間隔と敷地通路の長さが1m長いのは、マップルで作成した凡例の寸法が、規格寸法より小さくなっているためです。詳しくは、「市町村」フォルダーにある「個別台帳テンプレート.XLS」の「住棟プラン凡例」シートを参照してください。

⑥ 凡例のプロパティの「名称」を変更する

凡例のカスタム情報の「名称」を変更し、配置計画のカスタム情報名とします。各凡例のプロパティの「基本情報」タブの「名称」を、以下の名称規則に従って変更してください。

「市町村コード」－「管理番号（数字4桁）」－「識別子※」

※ 識別子は、「（4）凡例を候補地に配置する」の表を参照してください。

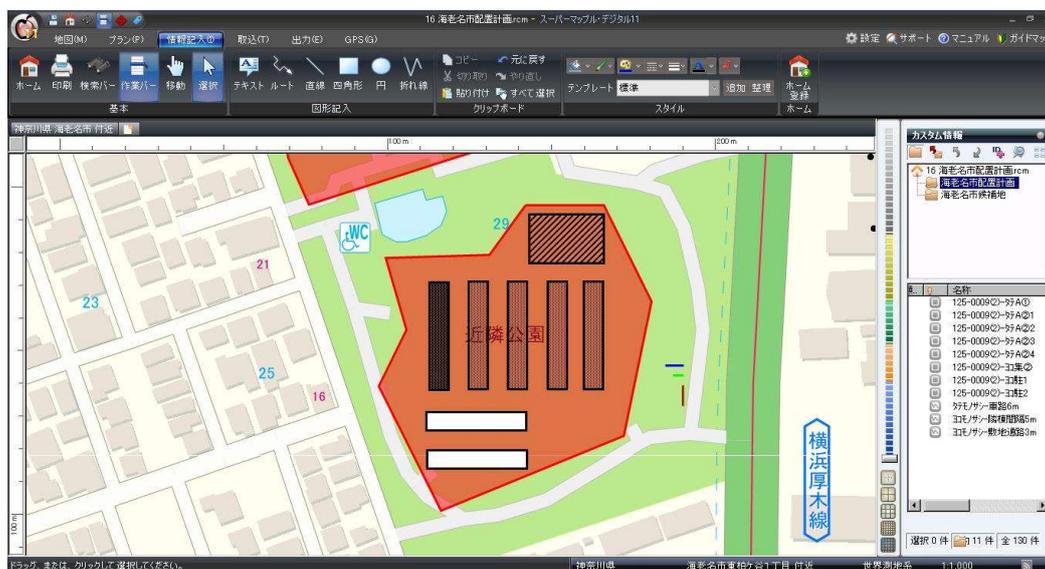
<例> 123市の管理番号1の水平向きの住棟Aタイプ（9型） 123-0001-HA①

同名のカスタム情報が複数になる場合は、名称の後に半角数字で1、2、3・・・を付けてください。<例> 123-0001-HA①1、123-0001-HA①2、123-0001-HA①3、・・・



『地図使用承認◎昭文社第 53G049号』

以下の図は、配置計画が終わった候補地の例です。



『地図使用承認©昭文社第 53G049号』

⑦ カスタム情報を並べ変える

入力した配置計画のカスタム情報は、入力順になっているので、管理番号順に入力していなければ、不規則な順番に並んでいるため、管理番号順に並べ変える必要があります。

並べ変える方法については、「4-1. 候補地のカスタム情報の入力」の「(7) カスタム情報を並べ変える」の項を参照してください。

⑧ 最終保存について

配置計画が全て終わった場合は、配置計画だけのカスタム情報ファイルとして保存します。配置計画をしやすいように候補地のカスタム情報を取り込んでいるため、このまま保存すると候補地のカスタム情報もまとめて保存されてしまうため、候補地のカスタム情報をフォルダーごと削除してから保存してください。

イ 紙で作成する方法

(A3版用紙で作成しPDFで保存する方法)

- ① 外部インフラについて
 - ・ 電気、ガス、上下水道、電話の既設経路及び引き込み位置を記入する。
 - ・ 受水槽及び浄化槽の位置、仕様を記入する。

- ② 既存施設等について
 - ・ 完成後も敷地内にあると予想される既存施設（ベンチ、植栽等）を記入する。
 - ・ 敷地レベルがわかる場合は記入する。

- ③ その他留意点
 - ・ 縮尺は原則1/500とし、100戸以上等の団地でA3用紙に入りきらない場合は1/1,000とする。
 - ・ 配置図には、スケール、方位を記入する。
 - ・ 歩行者や車の出入口、敷地の境界線を明記する。
 - ・ 歩道・車道の段差、スロープなどがわかれば記入する。
 - ・ 一戸当たりの有効敷地面積を記入する。
 - ・ 住棟名（A棟～）は必ず明記する。

【参考】

- ・ 住戸表示の基準は南側からA・B・C・・・棟、東側から1・2・3・・・とする。
(A-3号室、C-5号室等)
- ・ 住戸の大きさを坪数表示する。(6、9、12)
- ・ 住戸の出入り口を明記する。
- ・ 雨水、浄化槽処理水の放流先を記入する。

8 早期着工可能地の選定（参考5資料参照）

- ・早期着工可能地の選定においては、早期着工可能地を選定するためのチェックリストを記入し、その判定結果を勘案して、市町村において総合的に判断してください。
- ・抽出された早期着工可能地は、「神奈川県応急仮設住宅の資源配分計画」における事前配分戸数（発災後1か月の供給可能戸数）を配分する際、優先的に配分することを想定しています。
- ・チェックリストの判定にあたっては、次表を判定の目安としてください。

（広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン（国土交通省中部地方整備局建政部住宅整備課（平成25年2月））」を基に、住宅計画課で加工して作成。）

表 早期着工可能地を選定するためのチェックリストに関する判定の目安

項目	早期着工可能地	不足の場合に 活用を検討する土地	極力活用しない土地
A 規模	まとまりのある土地 (目安：公有地2,000㎡以上)	1,000㎡～2,000㎡程度	狭小地 ※1 (目安：公有地1000㎡未満)
B 利用期間 所有者	・5年以上の活用が可能 ・公有地	・2～5年の活用が可能 ・民有地※3	・2年以上の活用が困難 (小中学校用地等※2) ・民有地、農地※3
C 災害時用途 (警察・消防・自衛隊の活動拠点、がれき置場等)	災害時用途の指定がない	災害時用途の指定はあるが、仮設住宅を優先的に建設可能	災害時用途の指定があり、仮設住宅の建設不可
D 安全性 (土砂、浸水等) ※4	土砂、浸水等の恐れなし	(同左)	土砂、浸水等の恐れがある
E ライフライン (上・下水道、電気、ガス、消防水利) ※5	全て整備済み	いずれかが未整備	全てが未整備
F 敷地造成等 ※5	・資機材の搬入が容易 ・造成不要 ・舗装なし	・資機材の搬入が可能 ・造成必要 ・舗装あり	・資機材の搬入が困難 ・造成必要 ・舗装あり
G 住環境 ※6	・医療、学校、店舗、交通等の生活利便施設が確保可能 ・騒音等が支障ない	・生活利便施設が近くにない	・生活利便施設の確保が困難 ・騒音等の支障あり

※1 狭小地の場合、効率的な建設や行政サービスを提供することが難しい場合が想定されますが、借上型仮設住宅や一時提供住宅の提供が困難な場合や地域の必要戸数が著しく少ない場合などは、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。

※2 小中学校用地の場合、応急仮設住宅を建設することで学校再開時の学校行事や授業活動に影響が生じる可能性があります。学校用地を活用しないと地域の生徒が転校を余儀なくされるケースも想定されるため、短期間で撤去することについて入居者から理解が得られることを前提とし、活用する場合も校庭の半分程度の利用に留めるなどして、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。

※3 民有地の場合、借地料が発生する可能性があります。また土地所有者の意向により長期利用が困難になる可能性があります。長期利用を見据えて借地期間、更新条件、原状復帰条件等を合意したうえで契約締結が可能であり、かつ権利関係、抵当権等の調整が可能な場合には、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。

特に、農地は原状復帰が難しく、将来宅地化する可能性が高いですが、農業用土を別の場所で保管し、住宅解体後に土を戻す等の対策を行う場合や、将来の宅地化について周辺の土地利用との調整が整う場合で、農業委員会等との調整が整うのであれば、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。

※4 土砂、浸水等の恐れがあることについては、各行政機関で公表している自然災害回避（アボイド）情報等を基に確認してください。（参考HP：アボイドとは（神奈川県環境計画課HP）
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/faq/p3392.html>）

浸水想定区域（洪水、高潮、津波等）の場合、市町村内が広範に浸水想定区域に指定され、周辺に他の候補地がない場合には、発災時における浸水被害の状況を確認のうえ、入居者の理解を得て、浸水時に備えて安全な避難路・避難場所を確保するなどの対策を行うことを前提に、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。また、周辺の市町村に候補地を求めることも考えられます。

津波浸水想定区域については、被害想定地震等の発生確率なども考慮のうえ、実際の発災時に津波浸水被害がなかった場合に備えて、活用を検討しておくことも考えられます。

※5 大規模造成やライフライン整備を行うと、多くの時間と費用を要することとなりますが、早期に工事着手が可能で、長期利用及び撤去後の活用が可能等、メリットがある場合には、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。

※6 既成市街地や集落から離れた土地で、生活利便の確保が困難な場合には、建設用地に店舗等の生活利便施設を併設し、バス運行等の移動手段を確保することなどを前提に、市町村の

判断で建設用地とすることも想定されます。

■早期着工可能地を選定するためのチェックリスト

早期着工可能地を選定するためのチェックリスト		自治体名 ○○市(町村)				
基本情報		早期着工可能地【記載例】				
DB 一覧表より	項目	記号	情報【記載例】(かっこ書き・解説を示す)			
	1	記入日(更新日)		2018/7/24		
	2	管理番号		1		
	3	施設名		○○公園		
4	住所等		○○市○○丁目2の3			
DB 詳細より	項目	記号	判定	情報	摘要【記載例】(かっこ書き・解説・補足)	
	5	土地利用区分	B	○	90	
	6	面積		△	11,000㎡	
	7	有効面積	A	○	10,000㎡	
	8	幅員		△	20m	
	9	利用形態	B	○	公園	公園
	10	所有者(所有団体)	B	○	市(町村)	(公有地の場合、地権者と調整済みか否かを記載) [私有地の場合、協定書等の契約の有無/賃借・借渡/2年以上の借用の可否、可の場合の借借期間を記載]
	11	施設区分	B	○	その他	
	12	災害時用途との重複	G	○	○無し	(×の場合、重複している用途を記載)
	13	樹木の有無	F	○	○無し	(有効面積の範囲内における樹木の有無で判定する)
	14	障害物の有無	F	○	○無し	(×の場合、障害物の内容を記載)
	15	地表面の状況(平坦または傾斜有)	F	○	○平坦	
	16	配置計画図の作成状況		△	作成中	(○の場合、建設可能戸数を記載)
	17	建設が必要な施設用途等		△	無し	(無効等、設置、補修施設等、マナーセンター、更衣室、ゴミ焼却炉等)を記載
	項目		記号	判定	摘要【記載例】(かっこ書き・解説・補足)	
	① 安全性	18	災害(洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等)での被害想定区域の区域外である	D	○	(種別別に定める符号も合わせて判断、必ず別記。) [洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・噴火・土石流・落石・落石・落石・火山等について確認]
		19	資材搬入等経路が支障ない(4tトラックが搬入れ可)	F	○	幅員5m(道路空間(上空含む))の障害物の状況、通り抜けの建築状況等から判断)
20		土砂災害警戒区域が指定済みで、かつ区域外である	D	○	(未指定の場合は基礎調査等の状況から判断。)	
21		急傾斜崩壊危険区域の区域外である	D	○		
22		がけ地を含まない	D	○		
② 住環境	23	危険物(ガスタンク・危険物倉庫等)が近隣にない	G	○	(明細地図、現地調査、消防へのヒアリング等により判断。)	
	24	悪臭、振動、騒音(鉄道・幹線道路等)の恐れがない	G	○	(周辺の工場、鉄道、幹線道路等の状況から判断、必要に応じて環境部等に確認。)	
	25	日当たりについて支障ない		○	(周辺の建築物の立地状況、地盤高さ等から判断。)	
	26	夜間の敷地までの経路が支障ない(夜間街路灯の状況)		△	現状は無しだが、設置可能	
	27	駅・バス停までの徒歩での所要時間	G	○	○駅まで約○分(園上計測80m=1分)	
③ 利便性	28	電車・バスの利用が可能	G	○	1日の運行本数○本(最寄駅、バス停等の情報を記載)	
	29	医療施設(病院、診療所)がある(有の場合は距離を記入)	G	○	○○病院まで約○Km	
	30	商店街・スーパーマーケットがある(有の場合は距離を記入)	G	○	種別地内で移動販売等により対応する	
	31	公民館、郵便局、学校 などがある(有の場合は距離を記入)	G	○	公民館まで約○Km、郵便局まで約○Km、○小学校まで約○Km	
	④ 敷地造成等	32	地盤の状況(表層地盤の状況)	F	○	表層地盤は土(○:土、△:一部のみ補装あり ×:補装(AxO)、インターロッキング等)
33		地盤の状況(埋設物の有無)	F	○	(工場跡地等の場合は従前土地利用者等へのヒアリング等で判断。)	
34		木杭で対応できる地盤である(埋設地である等、取壊地盤ではないか)	F	○	埋設地ではない(現地及び近隣のボーリング調査等も参考に。)	
35		敷地境界が明確になっている(ブロック、杭等)		○		
36		敷地内において建設上支障となる著しい高低差がない(法面・擁壁の状況等)	F	○		
37		前面道路と敷地との高低差	F	○	○m(園上計測、現地確認により判断。)	
38		敷地の排水状況について支障ない(雨水排水等)	F	○		
39		積雪への対応を要しない		○		
⑤ ライフライン	40	上水道がある	E	○		
	41	下水道がある(下水道がない場合、浄化槽排水先は最寄にある)	E	○		
	42	ガス・LPG が供給可能	E	○		
	43	電気のための電柱が敷地内(又は最寄の電柱)で確保可能(敷地から電柱までの距離または電柱の責任の範囲を記入)	E	○	最寄りの電柱まで約○m、責任	
	44	消防水利(消火栓・防火水栓等)が使用可能(無い場合は代替機能がある)	E	○		
⑥ その他の点	45	電柱のための電柱が敷地内(又は最寄の電柱)で確保可能、またはケーブルテレビなどを利用可能(敷地から最寄の電柱までの距離を記入)		○	最寄りの電柱まで約○m	
	46	地上デジタル放送や衛星放送等が利用可能		○		
	47	長期対応型仮設住宅の設置が可能な土地である	B	○	期間制限なし(○:5年以上、△:2~5年、×:2年未満)	
	48	災害時において優先的に利用可能である。	C	○	(他の災害時用途が想定されている場合にはその用途を記載)	
早期着工可能地に選定する			○	判定結果を勘案して、市町村において総合的に判断		
資料種別			有	摘要		
設計 用 参考 資料	敷地平面図(測量図等)		○	有り		
	地盤調査図(水準測量図等)		○	有り		
	水道台帳		○	有り		
	下水道台帳		○	有り		
	電気引込み位置図		○	有り		
ガス引込み位置図		○	有り			

9 県への報告

時点	毎年9月末現在
市町村から県への報告	10月末現在までに、英数字7桁のパスワードをかけた上、電子メールにて県住宅計画課住宅企画グループに報告。パスワードは、通送便にて送付。 なお、変更があった場合には随時報告すること。
県からの市町村等へのデータベースの配布	毎年11月末までに英数字7桁のパスワードをかけた上、市町村に電子メールで配布。パスワードは、通送便にて担当課に送付。

10 注意事項

(1) 個人情報等重要情報について

個人情報は、応急仮設住宅関係課及びマップルが貸与された課において保管し、その課以外は非公開とします。

土地所有者の個人情報・ライフライン情報等重要情報は、平時は、当該市町村と県担当部署の間においてのみ情報共有するものとします。また市町村は、業務上入手した地権者情報（名前、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、合意条件）のうち、県へは住所のみを報告するものとします。それ以外の地権者情報は、市町村において適切に管理するものとします。

応急仮設住宅建設候補地データベース及び紙に印刷されたもののうち個人情報が記載されている部分は、施錠等をした場所に保管するものとします。

また、不要となった媒体は、物理的に破壊し、個人情報が読み取れない状態にした上で廃棄処分し、収集した個人情報は、応急仮設住宅の建設又は建設の事前準備作業以外に利用できません。

(2) スーパーマップルデジタル18の著作権について

マップルで作成したDB情報をプリントアウトできる者及び活用できる範囲については、昭文社の「使用許諾契約書」の範囲内とします。

(3) 停電時の対応について

災害時には停電でパソコンが使用できないことも予測されるため、台帳、配置計画等は紙媒体で別途保存する又はそれに代わる方法で、停電でも使用可能な体制を整えてください。

(参考1) 同意書の様式

年 月 日

個人情報の取扱いに関する同意書

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長 殿

市町村応急仮設住宅主務課長 殿

御住所

御氏名 印

(自署した場合は、押印不要です)

私は、応急仮設住宅建設候補地データベース業務に係る個人情報（地権者情報としての氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、合意事項）について、神奈川県個人情報保護条例及び〇〇市町村個人情報保護条例に基づき、国、神奈川県、神奈川県内の市町村、一般社団法人プレハブ建築協会に提供することを同意します。

(参考2) 地権者等説明資料

応急仮設住宅建設候補地データベース業務に係る個人情報の取扱いについて

1 応急仮設住宅建設可能地データベース業務の内容

大規模災害の発生し災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を被災市町村に建設し、自力で住宅を確保できない被災者に提供します。

このとき、応急仮設住宅を迅速に建設するために、事前に応急仮設住宅建設候補地データベースを作成し、土地の状況や地権者の連絡先等を一覧にすることで、大規模災害に備えております。

2 個人情報の取扱い

神奈川県及び〇〇市町村は、神奈川県個人情報保護条例（平成2年3月30日条例第6号）及び〇〇市町村個人情報保護条例（平成〇年〇月〇日条例第〇号）に基づき、応急仮設住宅建設候補地データベース業務に係る個人情報（具体的には、地権者情報としての氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、合意事項のことを言います）を取り扱います。取り扱う内容については、神奈川県個人情報事務登録簿（登録番号 0720-011）及び〇〇市町村〇〇に記載のとおりですが、具体的には、次のとおりとなります。

- (1) 神奈川県は、県内市町村に依頼して、応急仮設住宅建設候補地の調査を行います。このとき、当該候補地が民有地の場合、本人の同意を得た上で、本人から個人情報を収集します。収集した個人情報については、神奈川県個人情報保護条例及び〇〇市町村個人情報保護条例に基づき、情報が記録された媒体をかぎの掛かる場所に保管するなど、適切に管理します。個人情報の利用は、応急仮設住宅の建設又は建設に向けた事前準備作業に限定します。
- (2) 神奈川県は、県内市町村からの報告を基に、応急仮設住宅建設候補地データベースを更新します。応急仮設住宅建設候補地データベースの電子データ及び紙データは、不要になった段階で、媒体を物理的に破壊します。
- (3) 神奈川県は、作成した応急仮設住宅建設候補地データベースを、応急仮設住宅建設に係る、国、県内市町村、一般社団法人プレハブ建築協会にCD-ROM又はDVD-ROMで配付するとともに、配付先に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の法令等又は条例等に基づき、媒体はかぎの掛かる場所に保管すること、不要になった媒体は物理的に破壊すること、利用は応急仮設住宅の建設又は建設に向けた事前準備作業に限定するなど、個人情報を適切に管理するように求めます。
- (4) 以上により、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止並びに必要な個人情報の確実な廃棄について適切に対応します。

(参考3) 個別台帳・配置図完成イメージ

210-0022

◎案内図 周辺状況図

三浦市

◎撮写写真

210-0022

応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地・施設名	城山町5-1・旧三崎中学校													
現況土地利用	オープンスペース													
利用状態	未使用	運動場	公園	駐車場	事務所	その他	不明	雑草	小学校	中学校	高校	大学	その他	
敷地面積	19914 m ²						有効面積						8240 m ²	
建設可能戸数	全	74 戸								駐車場台数	全	47 台	47 台 (既設)	47 台 (新設)
所有団体	市	県	国	公	民	不	管理者 (TEL)						三浦市総務部財産管理課 046-882-1111	
地権者情報											電話番号			
名称											FAX番号			
住所											電子メールアドレス			
合憲適合等														
用途地域	第一種住居地域						防火指定			指定なし				
樹木有無	無						障害物の有無			無				
地表面の状況	平野						造成工事の要否			無				
調査者	調査員	①空家 戸数別 数	②空家 用途別 数	③空家 用途別 数	④空家 用途別 数	⑤空家 用途別 数	⑥空家 用途別 数	⑦空家 用途別 数	⑧空家 用途別 数	⑨空家 用途別 数	⑩空家 用途別 数	⑪空家 用途別 数	⑫空家 用途別 数	
主な幹道	幅員 6 m													
最寄交通機関	三崎東園バス停 徒歩5分													
電気 (連絡先)	東京電力横浜営業センター						TEL: 046-822-8700			電気の有無			有 ○	無 ○
プロパンガス (連絡先)							TEL:			都市ガスの有無			有 ○	無 ○
上水道 (連絡先)	三浦市上下水道部						TEL: 046-882-1111			水道管径			40 mm	
下水道 (連絡先)	三浦市上下水道部下水道課						TEL: 046-882-1111			浄化槽			要 ○	不要 ○
電話 (連絡先)	NTT横浜営業所						TEL: 046-833-9201			電話の有無			有 ○	無 ○
特記事項														
調査年月日	平成26年10月28日						調査者			総務部 財産管理課			TEL: 046-882-1111	

210-0022

◎配置計画図

ライフライン凡例

- 幅員: m
- φ: 40
- 水: 水道
- 下: 下水
- 電: 電気
- ガ: ガス
- TEL: 電話
- 井: 井戸

敷地面積	19914 m ²
有効面積	8240 m ²
住宅合計	74 戸 (0 戸)
1DK	6 戸 (22 戸)
2DK	9 戸 (35 戸)
3DK	12 戸 (17 戸)

※()内はスロープ設置戸数
※有効敷地に対して、m²/戸

談話室	12 室
集合室-1	4m×8k 1棟
集合室-2	8m×12k 1棟
駐車場	47台 (既設) 47台 (新設)

調査年月日 2014/10/28 調査者 (046-882-1111) 敷地所在 城山町5-1 地地名 三浦市

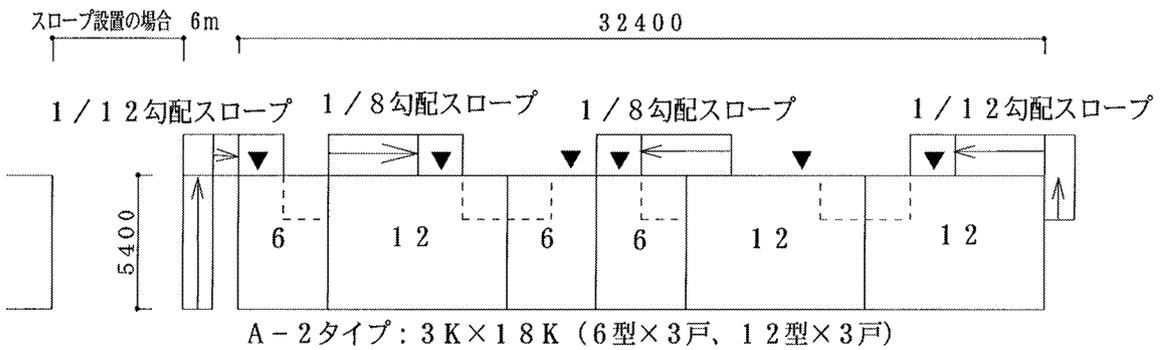
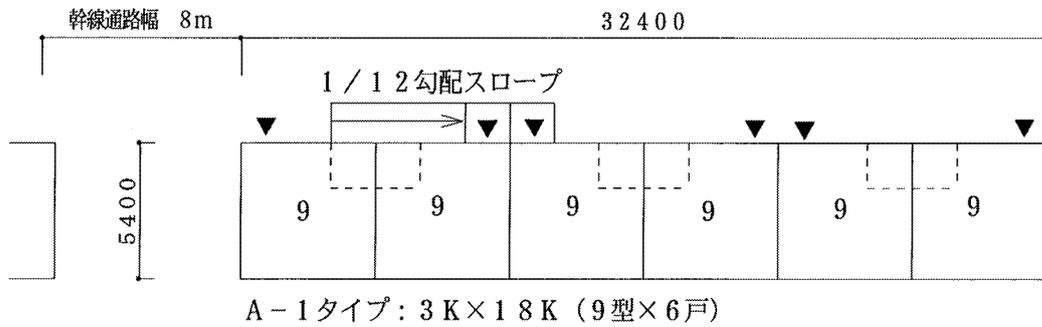
(参考4) モデル配置計画 (静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領より抜粋)

3-(2) 標準プランについての参照

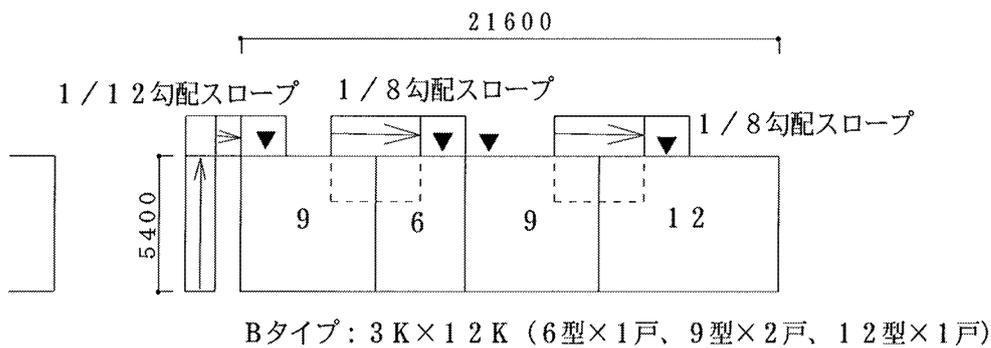
応急仮設住宅プラン

(6、9、12型の割合を1:2:1とする。)

Aタイプ: 3K×18Kを2棟(9型×6戸、6型×3戸+12型×3戸) 組合せる(全12戸)



Bタイプ: 3K×12Kの単独(6型×1戸+9型×2戸+12型×1戸) とする(全4戸)



1/12勾配スロープは車椅子対応
1/8勾配スロープは高齢者等用

5. モデル配置計画

(1) 駿府公園 1

① 計画地名・タイプ

駿府公園 1 (駐車場無し)

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 大規模公園内

- ・敷地はあまり広がらないが整形地、ほぼ平坦、現状；土。
- ・公園内の為、境界部分にネットフェンスの設置が必要。

◎ 公園外よりのアクセスは園内通路による

- ・東、南、北側道路は公園内歩行者専用
- ・西側道路は一方通行で、計画敷地と接している。

まず基本グリッドの基準点を設置する。基準点は、住棟の配置計画上、配列複写が可能な点（その点を基準に基本グリッドの数値にて繰り返し配置していく）であることが必要。本計画では敷地南東角を基準点とする。

住棟の配置については、配置計画方針による基本グリッド（住棟の長手は東西方向、住戸出入口は北面に設置し、隣棟間隔は有効4m以上、幹線通路幅は有効8m以上、敷地境界離れは有効2m以上）にて検討する。

南側と東側境界がほぼ直角になっているため、最初の住棟の位置を南東部境界より4m離して配置スタート。

配置する住棟タイプは、まず1棟6戸タイプの大きさを計画する事を基本とし、その上で1棟7戸の併用型等、敷地状況から総合的に判断して決定する。

本計画の場合、基準点から配置していき、南側敷地境界部分においては、1棟6戸に変えて、1棟7戸を適宜配置する。

本計画地における出入口は、住棟配列により西側園内通路に面して設ける。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計36戸で住戸の割合は、住棟タイプを調整した結果1:2:1となる。

スロープは戸数の10%以上を設置。（ $36 \times 0.1 = 4 \rightarrow 6$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が36戸あるので、談話室（12坪）を設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

1DK…2人/戸 2DK, 3K…3.5人/戸

$9戸 \times 2 + (18戸 + 9戸) \times 3.5 = 113人$

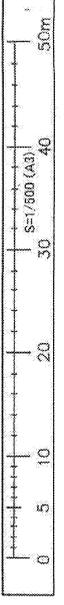
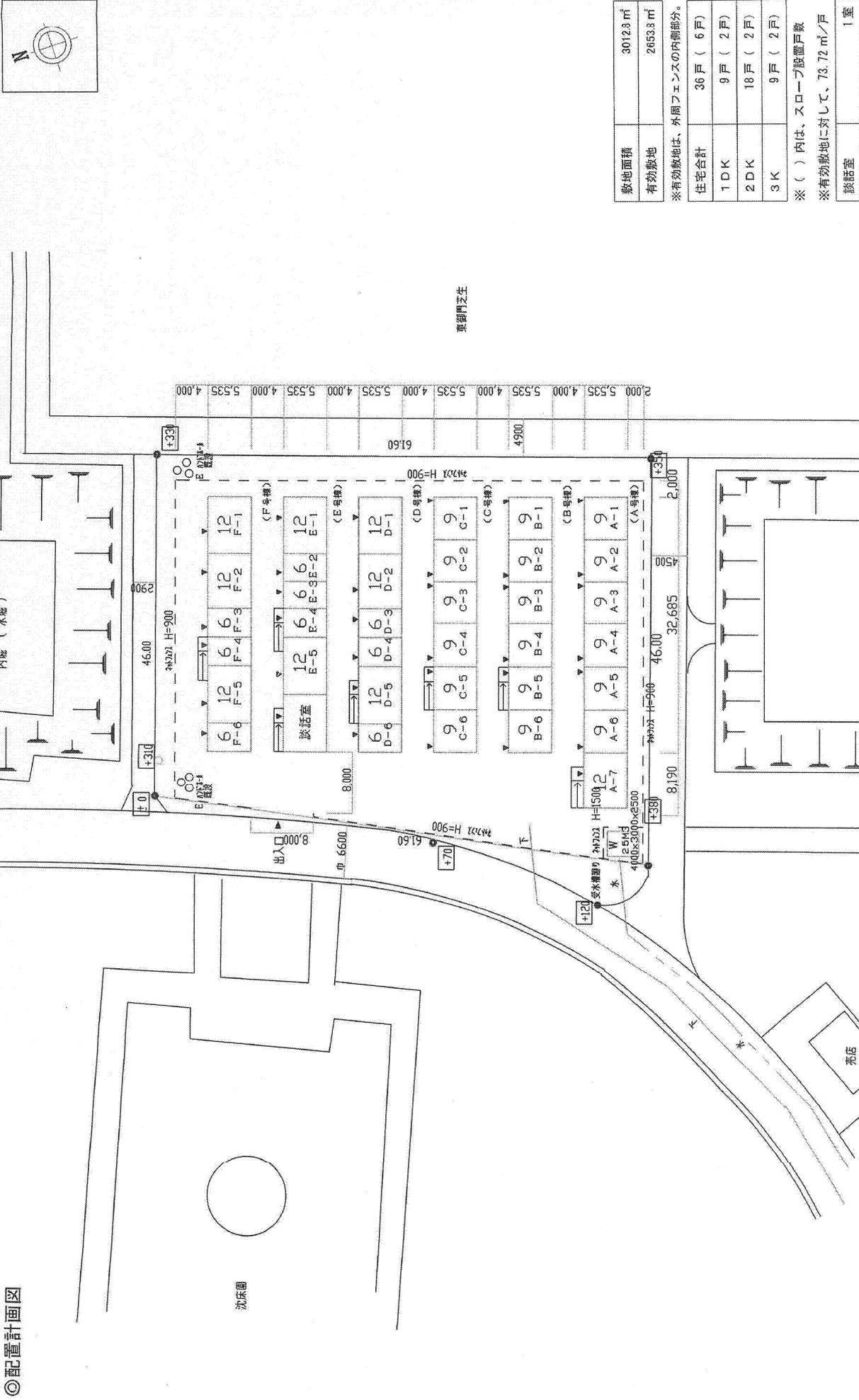
1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が113人であるため

$270 \times 113 = 30510L$

よって受水槽大きさ $30510 \times 0.5 \times 1 / 0.7 = 21793 \rightarrow 22m^3$

$w4.0 \times d3.0 \times h2.5 = 25m^3$

◎配置計画図



敷地面積	3012.3 m ²
有効敷地	2653.8 m ²

※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。

住宅合計	36 戸 (6 戸)
1DK	9 戸 (2 戸)
2DK	18 戸 (2 戸)
3K	9 戸 (2 戸)

※ () 内は、スロープ設置戸数
※有効敷地に対して、73.72 m²/戸

談話室	1 室
集会場	棟
駐車場	既存 0 台 新設 0 台

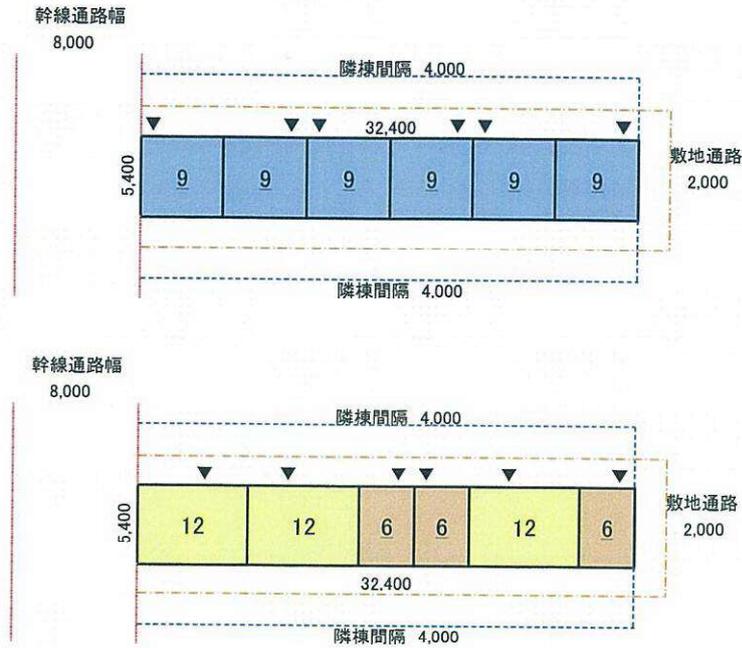
調査年月日 8/25/2008 調査者 プレハブ建築協会
 凡例：電気 —— E —— 水道 —— G —— 下水 —— 水 —— 下水道 —— 下 —— 電話 —— P ——

敷地所在地 静岡市葵区駿府公園 1-1 団地名 静岡市葵区駿府公園 1

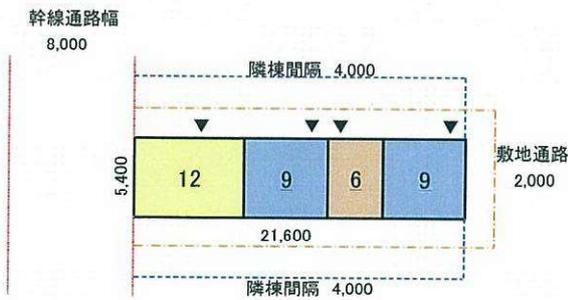
住棟プラン テンプレート

S=1:500

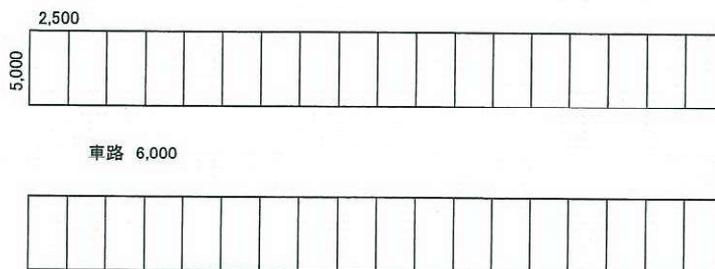
Aタイプ



Bタイプ



駐車場

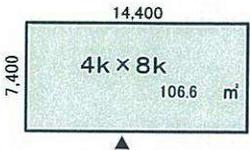


□ 使い方

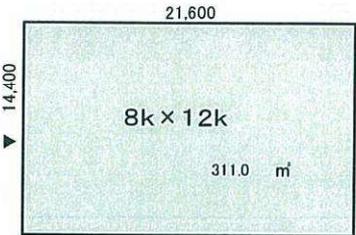
- ・Aタイプは、2棟の組合せで 6型、9型、12型が 1 : 2 : 1 の割合となります。
- ・Bタイプは1棟で上記の組合せになります。
- ・点線にそってハサミ等で切り取り、配置図に貼り付けてご利用ください。
- ・点線は隣棟間隔 4,000を示しています、一点鎖線は敷地通路 2,000を示しています、プランに応じてご利用ください。

付帯施設

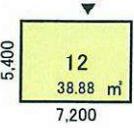
集会場-1



集会場-2



談話室

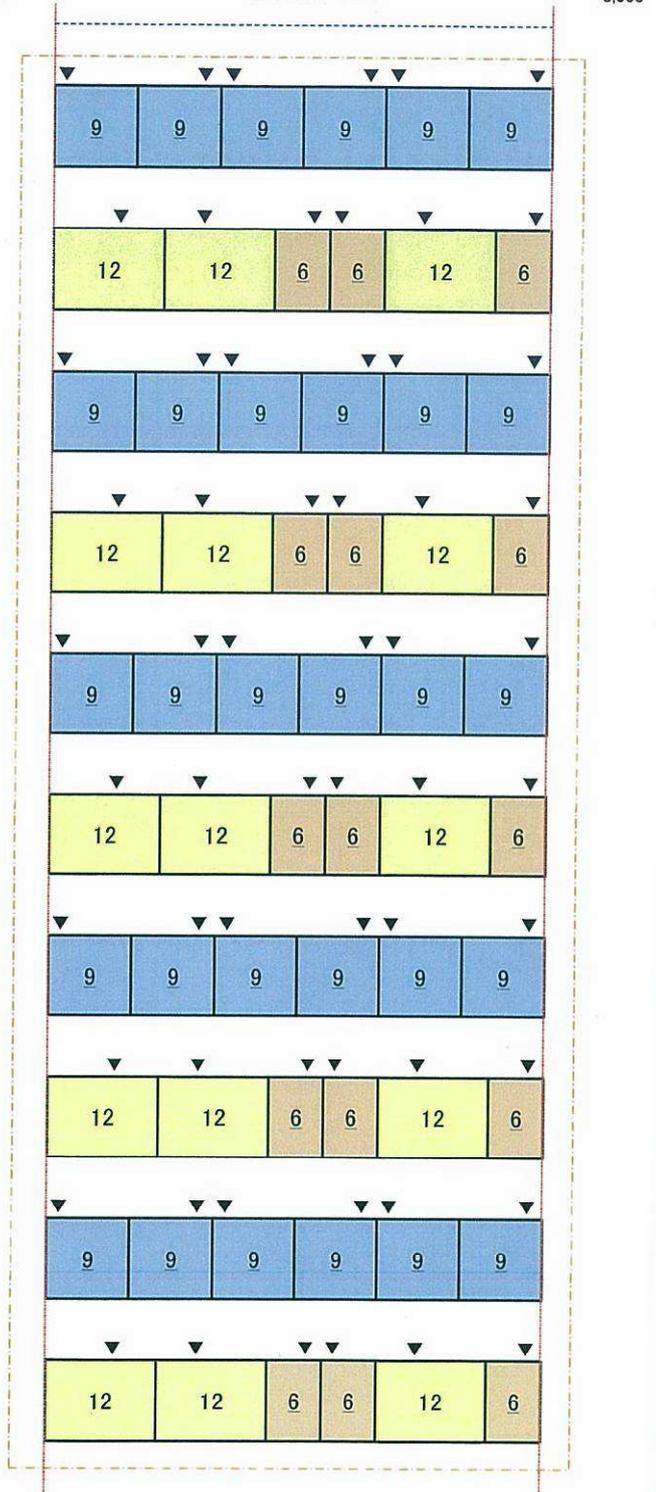


Aタイプ連棟

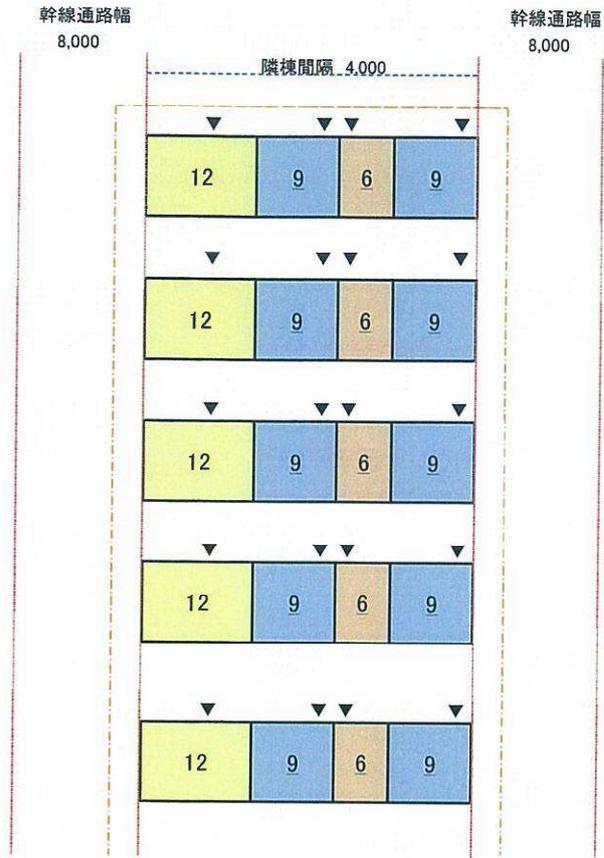
幹線通路幅
8,000

隣棟間隔 4,000

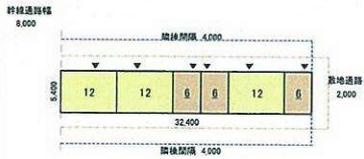
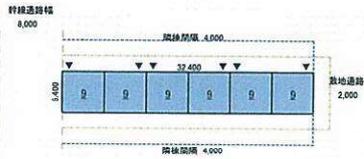
幹線通路幅
8,000



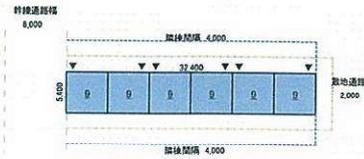
Bタイプ連棟



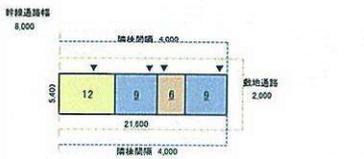
Aタイプ



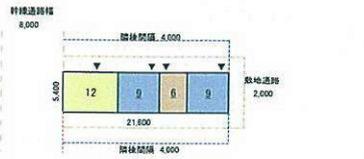
Aタイプ



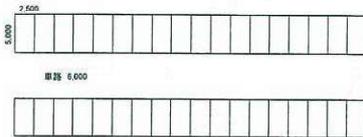
Bタイプ



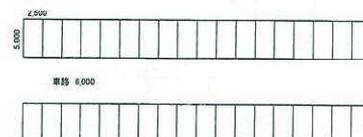
Bタイプ



駐車場



駐車場



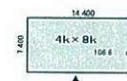
付帯施設

付帯施設

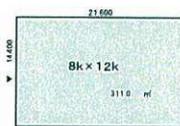
集会場-1



集会場-1



集会場-2



集会場-2



談話室



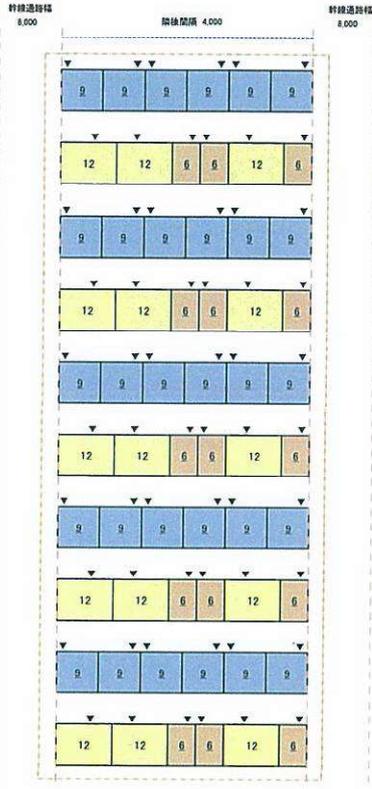
談話室



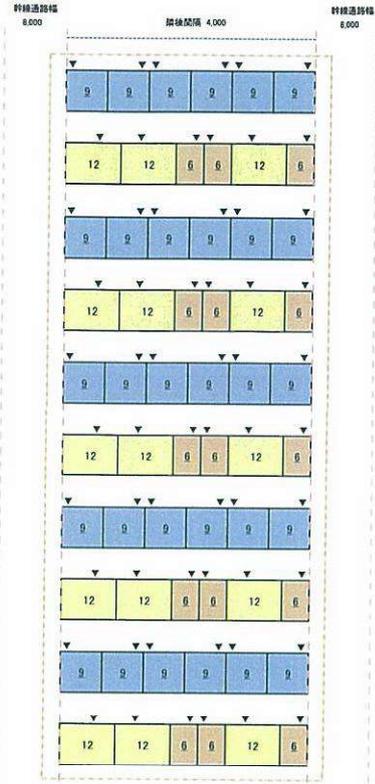
□ 使い方

- ・Aタイプは、2棟の組合せで 6型、9型、12型が 1 : 2 : 1 の割合となります。
- ・Bタイプは1棟で上記の組合せになります。
- ・点線にそってハサミ等で切り取り、配置図に貼り付けてご利用ください。
- ・点線は隣棟間隔 4,000を示しています、一点鎖線は敷地通路 2,000を示しています、プランに応じてご利用ください。

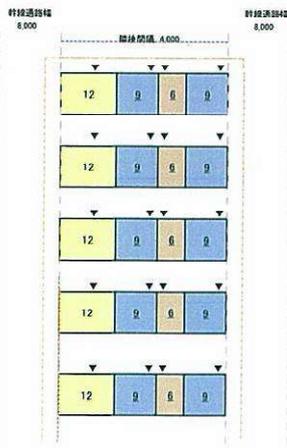
Aタイプ連棟



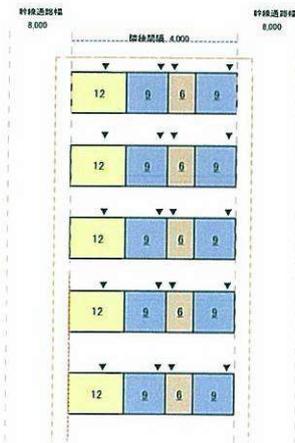
Aタイプ連棟



Bタイプ連棟



Bタイプ連棟



(参考5) 早期着工可能地チェックリスト
 (神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会にて作成)

早期着工可能地を選定するためのチェックリストの作成について

令和元年7月24日
 神奈川県住宅計画課

- 早期着工可能地の選定においては、別紙「早期着工可能地を選定するためのチェックリスト」を記入し、その判定結果を勘案して、市町村において総合的に判断してください。
- 発災直後には、市町村において被災状況等を考慮のうえ、早期着工可能地の中から建設用地を抽出してください。(応急仮設住宅供給マニュアルより)
- 抽出された早期着工可能地は、「神奈川県応急仮設住宅の資源配分計画」における事前配分戸数(発災後1か月の供給可能戸数)を配分する際、優先的に配分することを想定しています。
- チェックリストの判定にあたっては、次表を判定の目安としてください。
 (広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン(国土交通省中部地方整備局建政部住宅整備課(平成25年2月))を基に、住宅計画課で加工して作成。)

表 早期着工可能地を選定するためのチェックリストに関する判定の目安

項目	早期着工可能地	不足の場合に 活用を検討する土地	極力活用しない土地
A 規模	まとまりのある土地 (目安: 公有地 2,000㎡以上)	1,000㎡~2,000㎡程度	狭小地 ※1 (目安: 公有地 1000㎡未満)
B 利用期間 所有者	・5年以上の活用が可能 ・公有地	・2~5年の活用が可能 ・民有地※3	・2年以上の活用が困難 (小中学校用地等※2) ・民有地、農地※3
C 災害時用途 (警察・消防・自衛 隊の活動拠点、が れき置場等)	災害時用途の指定がない	災害時用途の指定はあるが、 仮設住宅を優先的に建設可能	災害時用途の指定があり、 仮設住宅の建設不可
D 安全性 (土砂、浸水等) ※4	土砂、浸水等の恐れなし	(同左)	土砂、浸水等の恐れがある
E ライフライン (上・下水道、 電気、ガス、 消防水利) ※5	全て整備済み	いずれかが未整備	全てが未整備
F 敷地造成等 ※5	・資機材の搬入が容易 ・造成不要 ・舗装なし	・資機材の搬入が可能 ・造成必要 ・舗装あり	・資機材の搬入が困難 ・造成必要 ・舗装あり
G 住環境 ※6	・医療、学校、店舗、交通等の 生活利便施設が確保可能 ・騒音等が支障ない	・生活利便施設が近くにない	・生活利便施設の確保が困難 ・騒音等の支障あり

- ※1 狭小地の場合、効率的な建設や行政サービスを提供することが難しい場合が想定されますが、借上型仮設住宅や一時提供住宅の提供が困難な場合や地域の必要戸数が著しく少ない場合などは、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※2 小中学校用地の場合、応急仮設住宅を建設することで学校再開時の学校行事や授業活動に影響が生じる可能性があります。学校用地を活用しないと地域の生徒が転校を余儀なくされるケースも想定されるため、短期間で撤去することについて入居者から理解が得られることを前提としたり、活用する場合も校庭の半分程度の利用に留めるなどして、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※3 民有地の場合、借地料が発生する可能性があります。また土地所有者の意向により長期利用が困難になる可能性があります。長期利用を見据えて借地期間、更新条件、原状復帰条件等を合意したうえで契約締結が可能であり、かつ権利関係、抵当権等の調整が可能な場合には、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- 特に、農地は原状復帰が難しく、将来宅地化する可能性が高いですが、農業用土を別の場所で保管し、住宅解体後に土を戻す等の対策を行う場合や、将来の宅地化について周辺の土地利用との調整が整う場合で、農業委員会等との調整が整うのであれば、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※4 土砂、浸水等の恐れがあることについては、各行政機関で公表している自然災害回避（アボイド）情報等を基に確認してください。（参考 HP：アボイドとは（神奈川県環境計画課 HP）<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/faq/p3392.html>）
- 浸水想定区域（洪水、高潮、津波等）の場合、市町村内が広範に浸水想定区域に指定され、周辺に他の候補地がない場合には、発災時における浸水被害の状況を確認のうえ、入居者の理解を得て、浸水時に備えて安全な避難路・避難場所を確保するなどの対策を行うことを前提に、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。また、周辺の市町村に候補地を求めることも考えられます。
- 津波浸水想定区域については、被害想定地震等の発生確率なども考慮のうえ、実際の発災時に津波浸水被害がなかった場合に備えて、活用を検討しておくことも考えられます。
- ※5 大規模造成やライフライン整備を行うと、多くの時間と費用を要することとなりますが、早期に工事着手が可能で、長期利用及び撤去後の活用が可能等メリットがある場合には、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。
- ※6 既成市街地や集落から離れた土地で、生活利便の確保が困難な場合には、建設用地に店舗等の生活利便施設を併設したり、バス運行等の移動手段を確保することなどを前提に、市町村の判断で建設用地とすることも想定されます。

以上

早期着工可能地を選定するためのチェックリスト

自治体名 ○○市(町村)

基本情報		早期着工可能地【記載例】			
DB 一覧表より	項目	目安	情報【記載例】(かっこ書き:解説を示す)		
	1	記入日(更新日)		2019/7/24	
	2	管理番号		1	
	3	施設名		○○公園	
4	住所等		○○市○○1丁目2の3		
項目	目安	判定	情報	摘要【記載例】(かっこ書き:解説・補足)	
5	土地利用区分	B	○	60	
6	面積			11,000㎡	
7	有効面積	A	○	10,000㎡	
8	海拔			20m	
9	利用状態	B	○	公園	公園
10	所有者(所有団体)	B	○	市(町村)	(公有地の場合、地権者と調整済みか否かを記載)(民有地の場合、協定書等の契約の有無/有償・無償/2年以上の借用の可否、可の場合の借用期間を記載)
11	施設区分	B	○	その他	
12	災害時用途との重複	C	○	○無し	(×の場合、重複している用途を記載)
13	樹木の有無	F	○	○無し	(有効面積の範囲内における樹木の有無で判定する)
14	障害物の有無	F	○	○無し	(×の場合、障害物の内容を記載)
15	地表面の状況(平坦または傾斜有)	F	○	○平坦	
16	配置計画図の作成状況			△作成中	(○の場合、建設可能戸数を記載)
17	建設が必要な施設用途等			無し	(集会所、談話室、福祉仮設住宅、サポートセンター、受水槽、浄化槽等わかる範囲で記載)
項目	目安	判定	摘要【記載例】(かっこ書き:解説・補足)		
18	災害(洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等)での被害想定区域の区域外である	D	○	(候補地に至る経路も含めて判断。以下同じ。)(洪水・内水・高潮・津波・急傾斜・地すべり・砂防・土石流・液状化・崖崩れ・火山等について確認)	
19	資材搬入等経路が支障ない(4tトラックが乗入れ可)	F	○	幅員6m(道路空間(上空含む)の障害物の状況、通り沿いの建築状況等から判断)	
20	土砂災害警戒区域が指定済みで、かつ区域外である	D	○	(未指定の場合は基礎調査等の状況から判断。)	
21	急傾斜崩壊危険区域の区域外である	D	○		
22	がけ地を含まない	D	○		
23	危険物(ガスタンク・危険物倉庫等)が近隣にない	G	○	(明細地図、現地調査、消防へのヒアリング等により判断。)	
24	悪臭、振動、騒音(鉄道・幹線道路等)の恐れがない	G	○	(周辺の工場、鉄道、幹線道路等の状況から判断。必要に応じて環境部局等に確認。)	
25	日当たりについて支障ない		○	(周辺の建築物の立地状況、地盤高さ等から判断。)	
26	夜間の敷地までの経路が支障ない(夜間街路灯の状況)		△	現状は無しだが、設置可能	
27	駅・バス停までの徒歩での所用時間	G	○	○〇駅まで約〇分(図上計測80m=1分)	
28	電車・バスの利用が可能	G	○	1日の運行本数〇本(最寄駅、バス停等の情報を記載)	
29	医療施設(病院、診療所)がある(有の場合は距離を記入)	G	○	○〇医院まで約〇Km	
30	商店街・スーパーマーケットにある(有の場合は距離を記入)	G	○	候補地内で移動販売等により対応する	
31	公民館、郵便局、学校 などがある(有の場合は距離を記入)	G	○	公民館まで約〇Km、郵便局まで約〇〇Km、○〇小学校まで約〇Km	
32	地盤の状況(表層地盤の状況)	F	○	表層地盤は土(○:土、芝生 △:一部のみ舗装あり ×:舗装(As,Cr)、インターロッキング等)	
33	地盤の状況(埋設物の有無)	F	○	(工場跡地等の場合は従前土地利用者等へのヒアリング等で判断。)	
34	木杭で対応できる地盤である(埋立地である等、軟弱地盤ではないか)	F	○	埋立地ではない(現地及び近隣のボーリング調査等も参考に参照する。)	
35	敷地境界が明確になっている(ブロック、杭等)		○		
36	敷地内において建設上支障となる著しい高低差がない(法面・擁壁の状況等)	F	○		
37	前面道路と敷地との高低差	F	○	〇m(図上計測、現地確認により判断。)	
38	敷地の排水状況について支障ない(雨水排水等)	F	○		
39	積雪への対応を要しない		○		
40	上水道がある	E	○		
41	下水道がある(下水道がない場合、浄化槽放流先は最寄にある)	E	○		
42	ガス・LPG が供給可能	E	○		
43	電気のための電柱が敷地内(又は最寄の電柱)で確保可能(敷地から電柱までの距離及び高圧・低圧の別を記入)	E	○	最寄りの電柱まで約〇m、高圧	
44	消防水利(消火栓・防火水槽等)が使用可能(無い場合は代替機能がある)	E	○		
45	電話のための電柱が敷地内(又は最寄の電柱)で確保可能、またはケーブルテレビを利用可能(敷地から最寄の電柱までの距離を記入)		○	最寄りの電柱まで約〇m	
46	地上デジタル放送や衛星放送等が利用可能		○		
47	長期間応急仮設住宅の設置が可能な土地である	B	○	期間制限なし(○:5年以上、△:2~5年、×:2年未満)	
48	災害時において優先的に利用可能である。	C	○	(他の災害時用途が想定されている場合にはその用途を記載)	
早期着工可能地に選定する			○	(判定結果を勘案して、市町村において総合的に判断)	
設計用 参考資料	資料種別	有	無	摘要	
	敷地平面図(測量図等)	○有り			
	地盤高調査図(水準測量図等)	○有り			
	水道台帳	○有り			
	下水道台帳	○有り			
	電気引込み位置図	○有り			
	ガス引込み位置図	○有り			